

ただいま概要を御説明申し上げましたとおり、破綻金融機関の処理等に関しては、これまで適切に所要の措置を講じることに努めてきましたところであります。金融庁といたしましては、今後とも、我が国の金融システムの一層の安定の確保に向けて万全を期してまいる所存でございます。

○田野瀬委員長 御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○田野瀬委員長 これにて概要の説明は終わりました。

○田野瀬委員長 この際、お詰りいたします。

本件調査のため、本日、参考人として預金保険機構理事長松田昇君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として財務省国際局長渡辺博史君、金融庁検査局長佐藤隆文君、金融庁監督局長五味廣文君、内閣府産業再生機構担当室長江崎芳雄君、警察庁刑事局長栗本英雄君、法務省大臣官房審議官河村博君、法務省民事局長房村精一君、厚生労働省労働基準局勤労者生活部長松井一實君の出席を求める、説明を聴取いたしました。

○田野瀬委員長 御異議なしと呼ぶ者あり

○田野瀬委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○田野瀬委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。上田勇君。

○上田委員 公明党の上田勇でございます。竹中大臣には連日大変御苦労さまとございます。

きょうは何点か質問させていただきますけれども、まず最初に、これはもう極めて総括的な質問になりますけれども、平成十四年十月に金融再生プログラム、その後作業工程表を策定いたしまして、今それに沿って各種施策を進めてきておりますが、現段階で、その達成状況、どのように評価をされているのか。そしてまた、現在我が国の金融システム、これは来年にはペイオフの完全な解禁ということも控えているわけでございますので、安定性

はどうなのか、また、本来の役割を十分に果たしているのかどうか。大臣の基本的な認識をまずお伺いしたいというふうに思います。

○竹中國務大臣 上田委員から、金融再生プログラムの達成状況と、金融システム全体の機能を今までどのように評価しているかという、包括的なお尋ねでございます。

金融再生プログラムは、不良債権問題の終結、その問題の正常化を図つていくということで、御指摘のように二〇〇二年の十月に作成されたわけでございますけれども、基本的には、作成当時の比率というのは8%を上回つていただけでございまして、これを4%台にするということを目標にしているわけでありますが、主要行の十五年九月末の不良債権の比率は六・五%ということで、十五年三月からの半年間で〇・七%ポイント低下を

しておられます。このベースを続けていくことがでなければ四%台ということは可能になるわけでございまして、我々としては、着実に進捗していると

いうふうに認識をしております。

しかし、これからまだ一年間、やはり上り坂は最後に行けば行くほどきついということもあるう

かと思いますので、ぜひとも、この当面の目標に向けて着実にこのプログラムを実践したいというふうに考えているところでございます。

我が国の金融システム全体の話と云うことですが、この外國為替証拠金取引、業界筋の方の話では、市場規模も三千億円ぐらいになるんじゃない

かとか、あるいは取扱事業者も、さまざま業態を合わせますと二百社以上に上るというような話もございます。こうした多様な市場が発達するこ

と自体は、これは私は決して悪いことではないと云ふふうに思っておりますが、あわせて、どうも

まず最初に、外國為替証拠金取引の問題について何点かお伺いしたいと云ふふうに思っています。

以下、消費者や一般投資家の利益にかかるよう個別の問題を幾つか御質問させていただきたい

いというふうに思います。

まず最初に、外國為替証拠金取引の問題について何点かお伺いしたいと云ふふうに思っています。

まず最初に、外國為替証拠金取引、業界筋の方の話では、市場規模も三千億円ぐらいになるんじゃないかとか、あるいは取扱事業者も、さまざま業態を合わせますと二百社以上に上るというような話もございます。こうした多様な市場が発達するこ

と自体は、これは私は決して悪いことではないと云ふふうに思っておりますが、あわせて、どうも

まず最初に、外國為替証拠金取引の問題について何点かお伺いしたいと云ふふうに思っています。

まず最初に、外國為替証拠金取引、業界筋の方の話では、市場規模も三千億円ぐらいになるんじゃないかとか、あるいは取扱事業者も、さまざま業態を合わせますと二百社以上に上るというような話もございます。こうした多様な市場が発達するこ

と自体は、これは私は決して悪いことではないと云ふふうに思っておりますが、あわせて、どうも

者の方というのが六十歳代、七十歳代の方が多い。これは本当に大きな社会問題になりつつある

というふうに思っております。

こうした外国為替証拠金取引について、金融庁としてどの程度実態を把握されているのか、また、被害を防止するためにどのような方策を講じられているのか、お伺いをいたします。

○伊藤副大臣 私からお答えをさせていただきました。

上田委員から外國為替証拠金取引について御質問いただいたわけであります。御承知のとおり、平成十年の外為法の改正によりましてこの取引が行われるようになつたわけであります。

そして、この取引に関する相談については、上田委員からも御指摘がございましたように、国民生活センターによりますと、相談が急増いたしております。二〇〇〇年度には二十八件、二〇〇二年度には七百二十四件、そして今年度の上期においては、昨年度の同時期に比べると二倍以上の勢いで増加傾向が続いている。そして、この相談の内容を見ますと、高齢者を中心に、リスクの説明なく、元本割れしないと言われ、契約したが

元本割れした、あるいは、必ずもうかると言われる取引をした、こうした相談事例が寄せられております。

元本割れした、あるいは、必ずもうかると言われる取引をした、こうした相談事例が寄せられております。

こうした被害を防止していくに当たって、私どもの取り組みでありますけれども、昨年の十二月にガイドラインを策定いたしまして、直ちにこれを適用させていただいております。また、注意喚起を行ふ、こういう観点から、金融庁のホームページにおきましてその注意点というものを公表させていただいたところでございます。さらに、金融商品販売法の施行令というものを改正させていただきます。さまざまな方々がこの取引を行つておられるわけでありますけれども、この取引を行ふすべての取扱業者、こうした方々を同法の適用対象とさせていただきたいと考えているところ

良債権問題の正常化に加えまして、その資金供給

の規制が必要になつてきているわけありますので、特定、不特定、そういう基準もあるんでしょうけれども、加入者の数とか資金量など、もつと客観的にわかりやすい基準を設けて、例えば一定数以上の加入者がいる共済事業あるいは一定基準よりも超えるような資金を扱つているようなもののについては保険業法の適用をするがあるのは別途法律を定めるとか、そういうような規制が必要なんではないかというふうに思いますけれども、お考えを伺いたいと思ひます。

害に遭った額が相当大きなものも出ているというふうに承知をしておりますので、ぜひその検討を早急に進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、銀行によります保険商品の販売規制の緩和の問題につきましては、ここのことろ随分と論議が行われてまいりました。金融審議会でも、その販売規制の緩和に伴いますメリットやデメリットについてさまざまなる論議が行われて、一定の方針が示されたというふうに承知をいたしております。

んではないかというふうに思います。また、もう一つ、よく議論の中で懸念になっていたのが、指摘されていたことが、医療情報等の個人情報の利用の問題。これもやはり不適切な利用を防止するための措置も明確にする必要があるうというふうに思います。あわせて、違反した銀行等に対してもは、内容の公表であるとか厳正な処分を行うといふことも重要なではないかというふうに思つております。

こうしたことと、今、保険業法の中に保険仲立人、業者、いろいろな義務が課せられておりまつたけれども、こうしてこのところの動きになると、今まで

金融審議会からの報告をいただければ、それを踏まえて金融庁において検討を進めまして、速やかに結論を得たいというふうに考えております。基本的に考え方というのは、まさに今上田委員おつしやつたような点があると思います。やはり業態間の垣根を低くして消費者の利便を高めていくことが基本線である。同時に、保険というの是非常に長期にわたる契約商品であつて流動化が難しいわけでありますから、その特殊性をしつかり考えなければいけない。さらには、銀行等がそれに対し先に優越的地位を乱用しないよう、しっかりとコレクションしていく、小さなしば、小さな

定 不特定のものを判断していくことは大変
難しいところがあるわけですが、不特定の
判断基準につきまして、私どももいたしまして
は、当該団体の組織化の程度、構成員の団体帰属
にかかる意識度でありますとか、あるいは当該
団体への加入要件についての客観性、難易の程
度、そして当該団体の本来的事業の実施の程度、
こうしたものを、実態に即して総合的に判断する
必要があるというふうに考えていくところでござ
います。

伴います弊害防止措置の内容や実施時期などについては金融庁で具体的に検討されていくことになりますが、やはり、そうしたものを検討していく際には、消費者、ユーチャー、また中小企業等の利益を、そこを最優先して御検討いただきたいというふうに思っております。

今御指摘になられましたように、消費者の、ユーザーの利益を最優先にすべきである、全くそれは基本であるというふうに私自身も考えております。その意味でも、取り扱いのラインアップは多様な方がよいのではないか、同時に、販売ルールは厳格にしなければいけないのではないか、そ

ジエヌチヤンスでもあります。また、これを消費者の側から見ても利便性は相当高いのではないかというふうに思う面もあります。

いずれにいたしましても、無認可共済の問題については金融審議会において御審議をいただっこといたしておまりまして、今後、どのような対応が考えられるか、幅広く意見を伺つてまいりたいと考えております。

金融審議会等でもいろいろと議論があつた中で、具体的には、例えば、規制緩和のメリットを生かしていく、そのためにはやはり、金融機関ができるだけ複数の保険会社の多様な商品を取り扱うということが重要だというふうに思います。また、特に、大手の銀行が取り扱い場合には、庄力販売の被害を受けやすい融資先事業者などへの販売ルールは、やはりこれは一般的の顧客とは別にさらに厳しいものを見める必要があると考えておりますし、また、万一こうした被害等が出た場合には中立的な苦情処理の窓口も設ける必要がある

ういう御指摘もございましたし、苦情処理をどうするのか、個人情報の管理をどうするのか、今御指摘いただいた点は、基本的にどれも重要な点をいたしました。この問題につきましては、ことし一月から金融審議会において議論をされてまいりましたけれども、本日、報告の取りまとめに向けた審議が行われる予定でございます。この報告がまだ出ていない段階で確たることを申し上げるのは避けなければいけないと思いますが、いずれにしましても、

いうふうに思います。また、これから、具体的な解禁の時期などについてもあらかじめやはりつき明らかにしていただき、関係者もそのことについて十分理解を進めた上でできるようになります。ただきたいというふうにお願いをいたします。

次に、今度、信用情報の適正な取り扱いについてちょっとお伺いしたいというふうに思うんです。

私が承知している事例で、消費者がクレジット会社と裁判で係争中の事件がありまして、提訴者がクレジット会社への支払いを停止したところ、

んではないかというふうに思います。また、もう一つ、よく議論の中で懸念になつてゐたのが、指摘されたいたことが、医療情報等の個人情報の利用の問題。これもやはり不適切な利用を防止するための措置も明確にする必要があるうというふうに思います。あわせて、違反した銀行等に対してもは、内容の公表であるとか厳正な処分を行うといふことも重要なではないかというふうに思つております。

こうしたことで、今、保険業法の中に保険仲立人、業者、いろいろな義務が課せられておりませんけれども、こうしたものも参考になるんではなかというふうに思うわけでございます。

これから金融庁として具体的な緊害防止措置あるいはその実施時期などについて検討していくわけありますけれども、どういう方針、方向性をお考えになつてあるのか、御見解を伺いたいとうふうに思います。

○竹中國務大臣　銀行等による保険販売の問題に関するまでは、上田委員にもいろいろ御指導いたしております。感謝をしている次第でございます。

今御指摘になられましたように、消費者の、ユーザーの利益を最優先にすべきである、全くそれは基本であるというふうに私自身も考えております。その意味でも、取り扱いのラインアップは多様な方がよいのではないか、同時に、販売ルールは厳格にしなければいけないのではないか、そういう御指摘も今ございましたし、苦情処理をどうするのか、個人情報の管理をどうするのか、今御指摘いただいた点は、基本的にどれも重要なボリュームばかりであるというふうに認識をしております。

この問題につきましては、ことし一月から金剛審議会において議論をされてまいりましたけれども、本日、報告の取りまとめに向けた審議が行なわれる予定でございます。この報告がまだ出ていない段階で確たることを申し上げるのは避けなければいけないと思いますが、いずれにしましても、

金融審議会からの報告をいただければ、それを踏まえて金融庁において検討を進めまして、速やかに結論を得たいというふうに考えております。

基本的な考え方というのは、まさに今上田委員おっしゃったような点であると思います。やはり業態間の垣根を低くして消費者の利便を高めていくことが基本線である、同時に、保険というの是非常に長期にわたる契約商品であつて流動化が難しいわけでありますから、その特殊性をしっかりと考えなければいけない、さらには、銀行等がその取引先に対する優越的地位を乱用しないようにしっかりとルールをつくつていかなければいけなかつたらしく、そういう点を基本線といたしまして、審議会での答申を踏まえて金融庁においてしっかりと検討を進めて、速やかに結論を得たいというふうに思つてゐるところでございます。

○上田委員　ありがとうございます。

この保険窓口販売の問題は非常に関心も呼んだわけでござりますけれども、いろいろな例えは念されることがある一方で、特に地域の金融機関、信用金庫や信用組合などでは非常に新たなビジネスチャンスでもありますし、また、これを消費者の側から見ても利便性は相当高いのではないかというふうに思う面もあります。

そういう意味では、これだけ非常な関心を集めたことがありますので、これから慎重に進めていただく必要はあるんですけれども、今お答えをいただいたような方向でぜひ進めていただきたいと思います。また、これから、具体的な解禁の時期などについてもあらかじめやはりつき明らかにしていただきて、関係者もそのことについて十分理解を進めた上でできるようにしていただきたいというふうにお願いをいたします。

次に、今度、信用情報の適正な取り扱いについてちょっとお伺いしたいというふうに思うんで

そのクレジット会社が信用情報機関にそのことの情報を流した。その後解決はしたんですけど、その提訴した者はブラックリストに載つて、その間、他の金融機関からの借り入れなどに著しい支障が生じたというものがござります。

そうなると、こういうことが起きたと、やはり、消費者の権利が本当に適正に保護されるためにはこういった信用情報の乱用というのは防がなければいけないと、正的な権利を実現することが事態が起きたと、正に思っています。こういう事実上困難になるわけでありますし、また、本来、信用情報というのは金融事業者などが契約するに当たって個人の返済能力などの経済的な情報を把握するためのものではありますけれども、こういう、いわば目的外に利用されると、不当な圧力になるわけです。

こうした信用情報の乱用防止についても一定の規制を加える必要があるのではないかというふうに思いますけれども、御見解を伺いたいと思います。

○伊藤副大臣 御指摘の個人信用情報も含めまして、金融分野における個人情報保護のあり方につきましては、平成十三年の三月より、金融審議会金融分科会特別部会において審議を行つてきましたところでございます。

そして、個人情報保護、この基本法が昨年成立をし、そして関係政令も成立了ところでございましたので、先般、この特別部会の審議を再開させていただいて、今後どのようなルールを追加する必要があるのか、もし追加するとすればどういう形でやつていかなければいけないのか、そうしたことでも踏まえて検討していきたいというふうに考えていくところでございます。

○上田委員 ぜひよろしくお願ひいたします。

それで、きょうはもう時間になりましたのでここで終わらせていただきますが、中央労働金庫に対する業務改善命令などの問題につきまして通告をさせていただいたんですけれども、これは

政治絡みの問題でもあり、大きな問題もあるというふうに思いますが、また後日取り上げさせていただきます。

以上でございます。

○中塚委員 次に、中塚一宏君。

○中塚委員 民主党の中塚一宏でございます。

きょうは、FRC報告に対する質疑ということです、まず冒頭に、竹中金融担当大臣に金融行政について伺います。

今日に至るまで、例えば平成七年、八年、東京二信組とか住専とか、いろいろ日本の不良債権問題というものがあつて、これまでいろいろな法律をつくり、そして使つた公的資金、贈与したりあるいは買い取つたり、預金者保護に使つたものもありますし、加えて、資本増強、資本注入というふうに使つたものもある。それら全部ひつくるめますと、合計で四十兆円以上にもなるほどの額が使われているということなんですねけれども、いまだに不良債権の問題、解決というふうにはいかないでしようし、その証拠に、やはりこの後は金融機能強化法案という法律案も国会に提出をされるということになつてゐるわけです。

私は、この問題の本質は、もう一にも二にも日

題といふものがあります。

私は、この問題の本質は、もう一にも二にも日

本、それとガバナンス、私は、ガバナンスの強化に関しては、これはまだまだ緒についたばかりであるというふうに思つておりますから、これは、民間の企業の問題、それと銀行の問題、物すごい努力を今後とも重ねていかなければいけないとうふうに思つております。

繰り返しになりますけれども、社会全体で三つの要件を今後ともしっかりと拡充をしながらバランスシート調整を進めていかないとやはりこの問題は終わらないわけで、その問題に向けて、今のところ、主要行に關しては、そういう状況を金融再生プログラムで整えて、数値目標も設定して向かっているところでございますけれども、その努力というのを、やはりその業態の様様に応じた形で、引き続き我々の経済はやつていかなければいけないのであらうというふうに思つております。

○中塚委員 今の答弁は答えになつてゐるようで、答えてないといふふうに思つてゐるのですが、私がお尋ねをしたのは、要は、これだけのお金を使つたのに、何でいまだに不良債権問題が解決をしないのか、それは、金融機関側に問題があるのか、あるいは経済の問題なのか。バランスシート調整ということもおつしやいましたけれども、しかし、注入をする以上は、それは行政の意思として、監督庁の意思として、注入をすることによつて銀行が再生可能だというふうに判断をされたからこそ注入をされているわけだし、しつ放しではなくて、経営健全化計画等を出させて、その履行をちゃんとモニタリングしていくといふうことでもできたにもかかわらず、再度銀行がまたつぶれたりあるいは資本増強を受けなければいけなくなつてしまつて、では、一体何が原因なんだというときに、金融庁として、その責任といいますか、今までの行政を振り返つていかがなんでしょうかということなんですけれども。

○竹中國務大臣 先ほど申し上げましたように、例えば、資産の査定、それと自己資本を十分確保すること、それとガバナンスを強化すること

と、それぞれについてはまだまだ我々自身途上でありますから、その意味では、過去の分の評価も含めて、時間をかけて、これは専門家にしっかりと評価をいたかなければいけないのだと思つております。中塚委員の直接のお尋ねは、主として、例えば、資金注入するときに資産査定が十分なされたいたのか、資産査定をして注入するときの注入額が十分であったのか、さらには、その後のガバナンスが十分確保されたのか。このガバナンスの責任は、例えば、コーポレートガバナンスとして、株主の責任、経営者の責任ござりますけれども、当然、これは監督者としての責任というのもその中には入つてくるということだと思います。

公的資金を入れたけれどもうまくいかなかつたというお話をございましたけれども、うまくいつた例もございます。公的資金を入れて、返した銀行もございます。しかし、まさに委員御指摘のように、公的資金を入れたのになつたところもござります。こういうところの例えは経営責任、過去の問題の責任等々については、りそな、足利の場合、今その社内でしっかりと調査もなされておりますし、我々としても、金融問題のタスクフォース等々で、今後さらにどのような検証が必要なのかということを絶えず議論しているところでございます。

この問題については、繰り返し言いますけれども、公的資金を入れてそれが返つてきた、いわば成功したところもあるけれども、残念だけれどもそうじやなかつたところもある。そうした問題につきましては、我々としても引き続き、しっかりと検証を深めながら政策のあり方を議論していくといふふうに思つてゐるところでござります。

○中塚委員 返してもらうのは当たり前の話ですね、注入をした場合に。

○竹中國務大臣 残念ながらぶれたと言いますが、それは、注をした以上つぶれることはあつてはいけないわけですよ。かつて早期健全化法を審議した際にも、また、その他資本注入の法案を審議した際にも、それは、時々の野党の委員なり、またあるいは与党の委員からも、これでつぶれることはないんでしようね。つぶれたらどうするんですかといふ指摘はたびたびと行われていたわけであります。中塚委員の直接のお尋ねは、主として、例えば、資金注入するときに資産査定が十分なされたいたのか、資産査定をして注入するときの注入額が十分であったのか、さらには、その後のガバナンスが十分確保されたのか。このガバナンスの責任は、例えば、コーポレートガバナンスとして、株主の責任、経営者の責任ござりますけれども、当然、これは監督者としての責任というのもその中には入つてくるということだと思います。

ただ、それは、残念ながらぶれるということでは決してないと思います。

だからこそ、ここ問題をちゃんとクリアにしておかないと、それは、後から検証するのは重要なことだと思いますが、また新たに資本増強の法律案を審議するということに当たつて、過去の失敗というものをちゃんと検証しないことは、私たちは税金を使うということと自身を否定していわくではありません、金融再生のファイナルプランというものを提出しているわけですから、それは、税金を使うことと自体は否定はしておりますけれども、その前提として、やはり注入をする以上はちゃんと元気になつてもらわなきゃいけないわけだし、だめなところはダメで破綻処理をしなければいけないわけだし、そういう意味で、過去の総括というものがなければ、この新しい法案の審議というものに大変に大きな影響を与える、審議の充実というか、法案の成立あるいは否決ということにも大変大きな問題になつてくるといふふうに考えるんですが、そこはいかがですか。

○中塚委員 資産査定は、私は例えばということでお話をしたわけで、注入をする場合には大前提の一つだと思ひますが、大変重要な一つだと思ひますけれども、それだけではありません。やはり再建可能性というものをどういうふうに判断するのかということについても、大変重要な一つだと思ひますけれども、それだけではありません。やはり過去の総括というものがなければ、この新しい法案の審議というものに大変に大きな影響を与える、審議の充実というか、法案の成立あるいは否決ということにも大変大きな問題になつてくるといふふうに考えるんですが、そこはいかがですか。

○竹中國務大臣 基本的には、先ほど申し上げましたように、資産の査定の問題、自己資本の問題、これは、常に新たな知恵を出しながら進化をさせていかなければいけない。これほど大きな不良債権を抱えた大国というのは世界にも類がなかつたわけありますから、そういう努力は常に我々やつていかなければいけないと思つております。

そうした観点からいいますと、例えば自己資本について、これは、金融審等々でも自己資本についてのワーキンググループで今しっかりと議論をしていただいているところでござりますし、過

ことなしに、これ以上、本当に、そんなに税金をまた銀行に入れるような法律案を審議したって意味がないし、結果また同じことになるだろうとうふうに思っています。そのことを申し上げておきたいというふうに思います。

て若干伺いたいわけですが、竹中大臣はこういうふうに答弁をされています。

実地調査の有無についての答弁は差し控えさせていただきます、そもそも実地調査といいますのは、資産内容の健全性に係る検査に当たって、本店・支店または各本部におきまして、自己査定のための個別の債務者に係る自己査定の関連資料を適宜抽出しまして、自己査定の正確性について実態を把握するというものでござります、というふうにおっしゃった。

したがつて、この実地調査というのは、立入検

査をしている間の一つの検査手法を示す用語でございます、これをいつ、例えば、やつたかやらなければ、個別行の立入検査いかということを認めれば、中、どのような具体的な検査をやっているかといふことが明らかになるわけでございます、ということです。この実地調査については、やる場合もやらない場合もある、これを明らかにすることは、その中身を、ある意味、わかる人にはわかつてしまふという性格のものでございます、今までも答弁を差し控えさせていただいております、といふふりにお答えになられたわけであります。

きょうは検査局長にお越しをいただいておりますが、まず一般検査、そして特別検査、加えてこの実地調査というこの三つの検査について一つずつ御説明をいただいて、この三つがどういう関係になつていいのかというのをお話しをいただけますか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

一般検査とおっしゃいましたのは、恐らく私どもの用語で通常検査のことかと思いますが、通常検査と特別検査というのは、それぞれ別のものと

で相並んでいる概念であろうかと思ひます。

るものでござります。

通常検査と申しますのは、一般的に言えば、リスク管理の分野、それから法令等遵守の分野、こういった分野全体をカバーする非常にカバレッジの広い検査でございます。これを、主要行の場合ですと、近年においては、通年専担検査体制のもとで年一回やる、こういう体制になつております。

具体的には、資産査定を含むリスク管理、そ
から法令等遵守などの体制とか状況を実態把握す
るという目的でござりますけれども、担当をして
いる部店、これは本部のこともありますし支店の
こともありますけれども、これに検査官が直接
臨店いたしまして、実地で原資料等を抽出した
参考したりして検証を行う、こういう手法でござ

それで、この結果を通常検査における検証に役立てるということもあるでしようし、それが通常でございますけれども、さらに言えば、場合によつては、特別検査の際にも実調を行つて、実調での検証というのを判断の参考資料にするということもあるらうかと思ひます。

○中塚委員 ということになると、特別検査であ

それから、特別検査というのは、その特別といふ意味合いでござりますけれども、通常検査が事後検証の原則ということで、銀行が自己責任に基づいて決算を組み、それに対して外部監査人の監査が入って発表された決算、これを前提といたしまして、自己査定等の正確性はどうであるか、あるいはリスク管理体制、それから法令等遵守の体制、こういうものをチェックするということでござりますけれども、特別検査の場合には、事後検証の考え方の例外といたしまして、対象となつている決算を、まさに銀行が自己査定作業をやつてあるタイミング、同じタイミングで立入検査に入りまして、その結果が決算に反映される、こういう仕組みでございます。

この特別検査の特別という理由は幾つかあるわけでござりますけれども、事後検証の例外であるということに加えまして、主要行における大口の債務者であつて、かつ、市場からの黄色信号を申しましようか、いろいろなシグナルが出ている、こういった債務者に焦点を当てまして、こういった債務者の主要行における、特にメイン銀行、メインバンクにおける資産査定、具体的には債務者区分でござりますけれども、これが正確であるかどうか、これをチェックするという仕組みでございます。

それで、三つ目の実地調査でござりますけれども、これは通常検査の場合に行われるケースが多いわけでござりますけれども、通常検査でも排除されると、論理的には特別検査でも排除されてしまうのでないかと思います。

○佐藤政府参考人 実地調査と申しますのは、通常検査とか特別検査と相並ぶ別の概念というふうには、通常検査の中で、あるいは、場合によつては特別検査の中で、具体的な立ち入りの際の検証手法として、直接臨店をして、原資料を抽出したり参照したりする、こういう手法のことを指しておりますので、その関係は、相並ぶ概念ではございませんので、包含関係というのはなかなか難しいことであろうかと思います。

ただ、いすれにいたしましても、先ほど申しましたように、担当の店に検査官が直接臨店をしまして、実地で原資料を抽出する、参考する、こういうことをやるというのが実地調査でござります。

れ、通常検査であれ、実地調査を行うということはあり得るということですね。ただ、特別検査の場合には、特定の債務者に着目してということでしたね。実地調査はもちろん特定の債務者に着目してやるものなわけですね。実地調査をするときには特別の債務者に着目をしておやりになるということですね。

○佐藤政府参考人 実地調査の対象は、必ずしも特定の債務者に着目するものだけではございません。法令等遵守の体制を見る、あるいはリスク管理の状況を見る、体制を見る、チェック・アンド・バランスがきいているかといったようなこともあります。そういう目的のために臨店をいたしまずので、必ずしも特定の債務者に着目したものだけとは限らないということでございます。

特別検査の中で実地調査を行う場合には、特別検査そのものが特定の大口債務者に着目しておられますので、恐らく特定の債務者に着目した実地調査ということになるかと思います。

○中塚委員 そうすると、ちょっと前のうの大臣の答弁は違いますね。だって、個別の債務者に係る自己査定の関連資料を適宜抽出してということになったわけですが、今の局長のお話だと、個別の債務者は関係ないというふうなことのようですね、きのうの大臣の御答弁は違うということになります。

ただ、いざりにせよ、今検査局長からお話をいただいたことが、なぜ、あるとかないとかいうことが言えないのかということなんです。くだんの会話というのは、昨年十月七日に実地調査実施ということがあつたかどうかという問い合わせに対する

答弁でありますけれども、この十月七日の火曜日というのは、これは通常検査だつたんですか、特別検査だつたんですか。

○佐藤政府参考人 個別の金融機関に対します個別の検査における具体的な取り扱い方に関するこ

とでござりますので、お答えは差し控えさせていただきます。

○中塚委員 検査に入つた日とか終わつた日とか

いうことは報告をしているという答弁だつたと思

うんですけども、通常検査であつたのか、特別

検査であったのかということについてもお答えになれないということですか。

○佐藤政府参考人 UFJ銀行に対しましては、

通常検査が、昨年の八月二十八日から立ち入りを開始いたしまして、現在も継続中ということござります。

それから、特別検査でござりますけれども、こ

れは予告と検査結果の通知を全主要行一齊にやつておりますけれども、その日付でございますが、

検査を予告いたしましたのが昨年の八月十八日、それから、通知をいたしましたのが十一月七日と

いうことでござります。これは昨年の、十五年九月期を対象といいたします特別検査、フォローアップの日程でございます。

○中塚委員 ということは、十月七日のときにやつていたのは通常検査ということによろしいんですね。いかがですか。通常検査ということでよろしいわけですか。

○佐藤政府参考人 十月七日という、御指摘のそ

の十月七日に具体的に起きた出来事について、それが具体的にどの検査であるかということを申し上げますと、どの検査でどういうことをやつたといふことは通常検査なんですねということ。

○佐藤政府参考人 その時期におきましては、先ほど申し上げましたことから容易に推察可能でござ

りますけれども、通常検査と特別検査と両方が進行中であった時期かと思います。

○中塚委員 ありがとうございました。通常検査と特別検査と両方進行していたということです

では、大臣のきのうの御答弁は、これは違うわけですね。個別の債務者に係る自己査定の関連資料を適宜抽出してというふうに御答弁になつたものだから、私はつつきり、特別検査とそんなに変わることをやつっているんじゃないかと。そのことについて言えるとか言えないとかいうふうなこと自体おかしいじゃないかというふうに思つていたんですが、そうしますと、これは大臣の答弁が違つていただということですか。

○竹中國務大臣 きのうの答弁は違うではないか

という御指摘であります、きのうはきつと答

弁をさせていただいたつもりでございます。

○田野瀬委員長 ちょっと、静かにしてください。

○佐藤政府参考人 そうではなくて、先ほど来申

し上げておりますように、実地調査というのは一

つの手法でございまして、通常検査でよくやるこ

とがありますが、特別検査もあり得る。した

がつて、その中で、個別の債務者についての資料

を抽出し、原資料に当たるということも当然行わ

れるわけでございます。その部分を中心には大臣は

御答弁をさせていただいたということかと思いま

す。

私の先ほどの答弁では、それに加えまして、法

令等遵守、リスク管理体制といったことについてもチェックをすることでござります。

○田野瀬委員長 中塚君。——今、手を挙げてお

るんですよ、手を挙げておるんですよ。質問しておるんです。

○中塚委員 大臣、今局長からお話をあつたとお

りで、きのうの御答弁については十分なものでは

なかつたということなんですが、そのことはいか

が、お認めになりますか。

○竹中國務大臣 基本的には、実地調査というの

は手法でございます。特別検査、それと通常検査

というの

は

ありますから、個別の債務者についてのそういう

を欠いているんではないでしょうか。（発言する

者あり）

だから、きのうの御答弁というのはやはり正確性を欠いているんではないでしょうか。（発言する

者あり）

○佐藤政府参考人 昨日私どもが大臣にお渡しいたしましたメモというのが、必ずしも全体をカバーした正確なものではなかつたということはあるかと思います。ただし……（発言する者あり）

○田野瀬委員長 ちょっと、静かにしてください。

○佐藤政府参考人 そうではなくて、先ほど来申し上げておりますように、実地調査というのは一つの手法でございまして、通常検査でよくやることがあります。ただし……（発言する者あり）

○田野瀬委員長 ちょっと、静かにしてください。

○佐藤政府参考人 そうではなくて、先ほど来申し上げておりますように、実地調査というのは一つの手法でございまして、通常検査でよくやるこ

とがありますが、特別検査もあり得る。したがつて、その中で、個別の債務者についての資料

を抽出し、原資料に当たるということも当然行わ

れるわけでございます。その部分を中心には大臣は

御答弁をさせていただいたということかと思いま

す。

私の先ほどの答弁では、それに加えまして、法

令等遵守、リスク管理体制といったことについてもチェックをすることでござります。

○田野瀬委員長 中塚君。——今、手を挙げてお

るんですよ、手を挙げておるんですよ。質問しておるんです。

○中塚委員 大臣、今局長からお話をあつたとおりで、きのうの御答弁については十分なものでは

なかつたということなんですが、そのことはいかが、お認めになりますか。

○竹中國務大臣 基本的には、実地調査というの

は手法でございます。特別検査、それと通常検査

というの

は

ありますから、個別の債務者についてのそういう

を欠いているんではないでしょうか。（発言する

者あり）

なことはいかがでしょうか。

○五味政府参考人 国会での参考人質疑の後でございましたけれども、UFJ銀行から、この問題になりました案件についての経緯、現状等についての報告を受けております。

○中塚委員 受けておりますということであるな

らば、御披露いただけますか。

○五味政府参考人 御報告はちょうどだいたしましたけれども、特定の銀行と特定の債務者の方の取引に直接関係するお話をございますので、この件につきましては情報保護という観点からコメントは差し控えさせていただきたいと存じます。

○中塚委員 では、私が寺西さんにお願いをして、実態の調査としかるべき対応ということについてどのように履行されるんでしょうか。それを金融庁がお話しになれないということだけれども、金融庁がUFJ銀行の申し出に沿つてちゃんと指導をされるということなんでしょうか。

○五味政府参考人 銀行において調査をなさると、これは、適切な調査、対応が行われるということであると存じます。銀行における寺西頭取のお話をございます。銀行におかれまして、これは、適切な調査、対応が行われるということであると存じます。

御報告はちょうどだいたすことにしたいと思

いますけれども、その内容については、個々のお取引に関連するお話をですので、コメントを申し上げるのは控えざるを得ないということをございます。

○中塚委員 であるならば、しかるべき調査をし

た上でしかるべき対応をとるということでありますが、調査の結果がわからなければしかるべき対応であるのかどうかも私たちにはわからないといふことになるわけで、委員長、今金融庁に対しても申しこみの案件は、資料として要求したいといふに思いますので、理事会で協議をお願いいたします。

○田野瀬委員長 お申し込みの案件は、資料として中塚君に報告するということによろしいでしょうか。（理事会で」と呼ぶ者あり）理事会に報告ということでよろしいでしょうか。どちらです

か。（中塚委員「どっちでも構いません。――理

事会に報告してください」と呼ぶ）それでは、理

事会で取り扱いをさせていただきます。

○中塚委員 では、また理事会で御報告をいたしました上でこの問題については対応したいというふうに思いますし、それについては、やはり寺西頭

取から、御自身の口からお話をいただきたいといふうにも思いますので、重ねて参考人招致の要

求を、委員長、お願ひいたします。

○田野瀬委員長 失礼いたしました。もう一度、恐れ入ります。済みません。（中塚委員「いや、わかりましたと言つてくれればいいですよ、わか

りましたと言つてくれればいいですから」と呼

ぶ）どうぞ、もう一度。（中塚委員「どうぞじやなくて、わかりましたと言つてくれればいいですよ」と呼ぶ）いや、ちょっと、意味がちょっとわからなかつたので、どうぞもう一度、恐れ入ります。（中塚委員「意味がわからないんじゃなくて、聞いていなかつただけじゃないですか。それは、そんなのはダメだ」と呼ぶ）質問の趣旨がわからなかつたじやないですか。それはダメだよ」と呼ぶ）ちょっともう一度……（発言する者あり）

それでは私、筆頭、筆頭……（発言する者あり）

それでは、ちょっと速記をとめてください。

○田野瀬委員長 速記を起こしてください。

○中塚委員 お答えいたします。
ただいまの質問に対しまして理事会で協議をいたします。

○中塚委員 それでは、ぜひ、私も理事の一員で、UFJ銀行からあつた報告ということを、これを申しますが、調査の結果がわからなければしかるべき対応であるのかどうかも私たちにはわからないといふことになるわけで、委員長、今金融庁に対しても申しこみの案件は、資料として要求したいといふに思いますので、理事会で協議をお願いいたします。

○田野瀬委員長 お申し込みの案件は、資料として中塚君に報告するということによろしいでしょうか。（理事会で」と呼ぶ者あり）理事会に報告として、銀行のキャッシュカードのスキミング等の問題についてお伺いをしたい。私は、この話

を聞いたときに、こんなに大変な問題だとは思わ

なかつたんですね。大臣も事前のレクチャードでお

受けになつているかもしませんけれども、こん

な不条理な話が本当にあつていいのかというふう

に思ひざるを得ないような問題なわけなんです。

お手元に資料をお配りしておりますけれども、

資料に沿つてお話をしたいと思いますが、ある方

がA銀行で銀行口座を持ついらっしゃる、銀行

口座を持ついらっしゃればキャッシュカードと

いうものも銀行はくれるわけですね。そのキャッ

シユカードが、最近、スキミングというふうに言

われて、偽造されるという事件が相次いでいる。

この偽造されたキャッシュカードで、A銀行では

ないB銀行のATMからお金を引き出す、そうす

るとの預金口座を持つている人のお金がなくな

るわけですね。また、あるいは、最近は、カード

によって預金を引き出すだけではなくてローンが

組めてしまうというふうなものもある。そのロー

ンも、所得に合わせてローンが組める、そういう

ふうな機能を持つているものもあるということ

で、要は、知らない間に預金はなくなるわ、借金

はつくられてしまうわ、そういうふうな事件が相

次いでしまっているわけなんです。

まず、きょうは法務省、警察庁にもお越しをい

ただいてるんですけど、第一に、キャッ

シユカードを偽造するといったことは、まず刑法

上どういう罪になるのか、そして、その被害者は

一体だれなのかということについてお答えいただ

けますか。

○河村政府参考人 御説明申し上げます。

犯罪の成否自体は収集された証拠に基づいて個別に判断されるべき事柄ではございますが、一般論として申し上げますと、人の財産上の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する電磁的記録であつて、預貯金の引き出し用のカード

を構成するものを不正につくつた者につきまして

は、支払い用カード電磁的記録不正作成罪が成立

いたします。

○中塚委員 というわけで、結局ここでも預金者は被害者にならないんですね。つまり、被害者というか、まず被害を受けたのは社会的信頼という

ことであり、またこのATMを管理する銀行から

犯罪の被害者につきましては、さまざま考え方

があり得るところではございますが、一般には当

該犯罪によりまして直接害をこうむつた者、つま

り、犯罪とされております構成要件の保護法益の

主体と、いうのをまず一般的に考えられておりま

す。

お尋ねの支払い用カード電磁的記録不正作成罪につきましては、いわゆる社会的法益に対する罪と位置づけられているわけでございまして、ま

た、キャッシュカードを構成いたしました電磁的記録をつくる権限と申しますのも、その当該カードの発行者でござりますので、いわゆるキャッシュ

カードの電磁的記録の不正作成といったものにつ

きましては、預金者自体を被害者ととらえるのは

その意味で困難な面があるようには思われます。

○中塚委員 大臣、ちょっとちっちゃな声だった

からあれだけれども、お聞きいただいたと思うん

ですが、要は、キャッシュカードをスキミングに

より偽造される、そのことの被害者というのは実

は預金者ではないわけですね。今銀行というふう

お話がありましたが、あと、加えて社会的信頼

というふうなことなわけで、結局、預金をしてい

る人というのは被害者にならない、なり得ないと

いうことなんですね。

そして、B銀行のATMからキャッシュカード

を使ってお金を引っ張り出すということになるん

ですが、では、このB銀行の被害というものは、

これは刑法上どういうことになるんでしょうか。

○河村政府参考人 支払い用カードを用いまして

現金を出すという場合には、相手が人、自然人で

おられる方が被害者ということになるわけでござ

います。

○中塚委員 というわけで、結局ここでも預金者

は被害者にならないんですね。つまり、被害者と

いうか、まず被害を受けたのは社会的信頼とい

うことであり、またこのATMを管理する銀行から

窃盗ということでお金が抜かれたという話になるわけです。

私は、にせのカードを使ってお金を引き出すわけだから詐欺なんじやないのかというふうな気がしたんですが、詐欺というのは人に対してもしかないといわけですね、機械に対しては詐欺ではないといふことになるわけです。

この話は、要は、損をするのは預金者。もう預金はなくなる、借金までつくられる、でも刑法上は被害者は預金者ではないということになってしまふ。被害届を出しに行くと、刑法上は被害者たまり得ないですから、そうすると、警察の方でも被害届というものを受け取れないということになってしまいます。

ここで、警察庁にもきょうはお越しをいたしておりますが、そういうことで、では、例えば預金者の方が被害届を出されて警察で受理をされた件数、また、あるいはB銀行が窃盗ということでお金を出した件数について御報告をいただけますか。

○栗本政府参考人 今お尋ねの、偽造のキャッシュカードを使いましてATMから現金を引き出した事件、これは昨年の、十五年中でございますが、私ども警察庁に報告をいたしておりますのは合計で十八件ございます。そのうちの十七件につきましては、たゞいま委員御指摘のB銀行になりますかと思いますが、同じ場合もございます。するに、先ほど法務省の審議官から御説明がありましたように、ATMを設置して管理している者が窃盗の被害と見ておりますから、それは十七件でございます。

それから、今、警察に行つた場合に何か相談に乗らないんじやないかというようなお話をもちよつとございましたが、それは、私どもは、被害届はもう二時間も三時間も要はばあと抜くわけです、お金を。それで、その抜いた件数を一回といた上で検査を進める、そういう中で名義人の方からの被害届を受理したケースもございます。

○中塚委員 今、十八件、十七件というお話を

あったから、要は、預金者の方から被害届を受理した件数というのはやはり一件あるんです。だから、それは、やはり現場の警察官が本当にこの人のことをかわいそうだと思つて被害届を受理し、やつとそこから検査が始まつていくというふうなことになるんですね。

お配りした資料の二枚目なんですけれども、この二枚目は何かといいますと、ジャーナルというふうに呼ぶんだそうですが、ATMの中に、引き出されたカードの写しが残るんです。これはトイレットペーパーみたいにロール紙になつていて、ジャーナルが一個で、ジャーナル一つで一件と勘定するわけです。だから、十七件といったって十七回引張つたわけじゃないんです。

これを見ていたければわかるんですが、この黒く写つているのは実際カードが白いということなんですね、要は真っ白のカード、それで下に磁気テープの欄があるということで、要は、犯人は偽造カードを使って引き出したということはもう明らかなんですね。この紙の一番下のカードだけは、ちょっと見にくいで字が見えてしまいますね。銀行の名前も何となくわかる、あと、キャッシュカードの中に番号が打つてありますか。

○栗本政府参考人 今お尋ねの、偽造のキャッシュカードを使いましてATMから現金を引き出した事件、これは昨年の、十五年中でございますが、私ども警察庁に報告をいたしておりますのは合計で十八件ございます。そのうちの十七件につきましては、たゞいま委員御指摘のB銀行になりますかと思いますが、同じ場合もございます。するに、先ほど法務省の審議官から御説明がありましたように、ATMを設置して管理している者が窃盗の被害と見ておりますから、それは十七件でございます。

それから、今、警察に行つた場合に何か相談に乗らないんじやないかというようなお話をもちよつとございましたが、それは、私どもは、被害届はもう二時間も三時間も要はばあと抜くわけです、お金を。それで、その抜いた件数を一回といた上で検査を進める、そういう中で名義人の方からの被害届を受理したケースもございます。

んいらっしゃるということになるわけなんです。ここまでお話をしても、大臣もこんなばかな話はないとお思いになつていただけるというふうに私は確信をいたしております。

刑事の問題は、それは悪いのは犯人ですから、ところがなかなかこれが捕まらないわけです。犯人もなかなか捕まらない。では、警察庁に、もし今わかれればお答えいただきたいですが、このキャッシュカードのスキミングで犯人を逮捕した、あるいは検挙したという例はありますか。

○栗本政府参考人 この問題、大変重要な問題として今全国に激励しておりますが、残念であります。が、現時点までの検挙事例はございません。○中塚委員 というわけで、犯人は全然捕まつてない。けれども、それは考え方によつちや当たり前の話で、被害届さえ出せない、銀行が被害届を出さなきや事件にもならないわけです。

だつて、A銀行は、別に自分が痛むわけじゃありませんから、預金者のお金がなくなるだけの話で、銀行 자체が困るわけじゃありませんね。B銀行は、ATMを使われただけだから、これだけは、ちょっと見にくいですが、結局この一回引張つたわけではありませんね。銀行の名前も何となくわかる、あれは事件として検査が始まらないということなんですね。

だから、本当にこんな不条理な話はないといふふうに思ふんですが、きょうは法務省の民事局長にお越しをいたしているんですけども、こいつは、預金が抜かれて借金までつくられてしまう、本当に哀れでかわいそうでというふうになるわけなんですけれども、この預金者、要はお金を持っていた人ですが、この人を、例えば、では、民事上救済するというか、この人の持つていた預金を取り戻し、あるいは借金をなつたことに対するというふうなことが果たしてできるのかどうかということについてお伺いをします。

次に、銀行側が善意無過失であつたかどうかといた点ですが、この点については、機械でやつてゐるわけですが、そういう機械で払つていてる場合につきましては、機械払いシステムの設置管理の全体について、可能な限度で無権原者による払い戻しを排除し得るよう注意義務を尽くしていくと言えるかどうか。したがいまして、単に暗証番号等を確認したというだけでは足りないというのが裁判所の考え方だらうと思います。

したがいまして、そういう基準に従つてこの具体的な事実を判断いたしまして、弁済が保護されるか、あるいは保護されない場合には改めて、逆に言えば、名義人の方が保護されるということになります。

貸し付けの場合についても、この弁済の場合と同じように考える考え方と、貸し付けの場合には

弁済そのものではありませんので、貸し付けについて民法で言っている表見代理が成立するかどうかということを別途判断すべきだという考え方もあります。これも、行為した者が、いわば代理権があると信するに足りるような外観があるかどうか、あるいはそのことについて名義人について落ち度があるかどうか、またそれを信頼した銀行側が善意無過失と言えるかどうか、そういうような点を判断して裁判所で最終的に結論を出すということになります。

○中塚委員 それで、ここでもう時間がないので残念なんですが、竹中大臣にお伺いをしたいとうふうに思います。

資料の三枚目と四枚目は、この被害に遭われた方が弁護士を通じて要是銀行にかけ合っているわけですね。五百七万円を不正に引き出されたということになわけなんです。それについて銀行にかけ合うということなんですが、四枚目が銀行からの回答書です。一応名前は全部伏せてありますけれども、これが本当に木で鼻をくつたような答えなわけなんです。

今、民事局長からもお話をありました。では、暗証番号だけ確認したからそれでいいのかということとか、やはり、それは契約に書いてあつたとしても、では、例えば銀行法でいえば、預金者保護ということはその目的にうたつてあるわけですね。それはやはり、銀行と預金者というのは対等ではないということだと思います、法律の目的というものは。それは民法は対等かもしれませんのが、銀行法や預金保険法というのは、銀行と預金者が対等ではないからこそ、預金者の保護ということをわざわざ目的にうたつているということだと私は理解をいたします。

二つお伺いをしたいんですが、まず一つは、こんなにぼこぼこ偽造されるようなヤッシャーカードを銀行につくらせておいていいのかということですね。それがまず第一の問題点。そして、二番目の問題として、この絵でいけばやはりA銀行でありますけれども、A銀行は、オンラインが正常

求は本人にするというふうに一点張りで言うわけではありませんよ、多くの場合。そんなことでいいのか。要は、A銀行はちゃんと事実関係を調査するべきではないのか、そしてもっと誠意ある対応をするべきではないのかというふうに思いますか。大臣いかがですか。

○竹中国務大臣 中塚委員からキヤツシユカードの御質問があると聞いたときに、私自身、この問題、御指摘のように、余り我々、私自身は少なくとも不勉強でございまして、そんな大事なもののが偽造がそもそも簡単にできるのか、そういうふうな本当に素朴な疑問を持ちました。しかし、いろいろ御指摘をいただいて、また今法律の関係の御答弁も聞いて、これはなかなか厄介だなと思つております。

これは基本的には、今のあれで我々で何ができる

完全になかなが頭の中を整理し切れないので、さいますけれども、我々としては、今申し上げたようなできることをしっかりとやつていくこと、それと、より大きな枠組みとしては、そんな、偽造が本当に生じないような技術の問題も含めて、ぜひ、きょうの御指摘を踏まえてしっかりと検討をしたいというふうに思います。

○中塚委員　いや、そんなに難しい問題じゃなくて、簡単な話なんですね。ジャーナルをお見せしたとおりで、偽造されたことはわかつているわけなんです。

それで、ではカードホルダーは、はつきり言って、カードはもう肌身離さず持つておる、そんな、どこかに置いたことはないという人がほとんどなわけです。ということで、それは預金者、カードホルダーに過失はないわけです。過失があるかないかということについても銀行側は調べる責任があるんじゃないのか。

要は、電磁的記録不正作出の保護法益は社会的信頼だという答弁がありましたが、社会的信頼というのはまさに金融システムそのものだと私は思いますよ。だから、そうであるならば、やはりそれは金融庁としてちゃんと銀行に、金融機関に、こういうときにはちゃんと対応しろ、キヤツシユカードのこういう偽造で被害を受けた人がいらっしゃる場合には銀行としてちゃんと対応しなさい、実事関係は少なくとも調査しなさいということを金融庁から銀行に對して行政指導するなりなんなり、ちゃんと対応されるべきだと思いますよ。最後に、いかがですか。

○竹中國務大臣　さつき、銀行に對して金融監督の立場から何ができるかということに関しては三点ぐらい申し上げましたけれども、それれについて、これは誠意を持ってぜひ対応していきたいというふうに思います。

○中塚委員　終わります。

○田野瀬委員長　次に、五十嵐文彦君。

○五十嵐委員　民主党の五十嵐文彦でござります。

最初に、きょう、為替が百四円台に入りました。これはかなり重大な問題だと思いますし、また、FBIを発行して為替の介入資金を調達してきた、しているという状況から見ても、銀行の、金融機関の問題にも密接に関係しておりますので、この問題から入らせていただきたいと思います。
昨年一年間の為替介入の額が二兆五百七十三億円でございました。それまでの最高が一九九九年の七兆六千四百十一億円でございます。まれに見る増大ぶりを二〇〇三年はしたわけですが、ことはもう既にかなりの額を使っていると言われております。今までの介入の額についてまとめたものがありましたら、国際局長おられるようですが、お教えください。
○渡辺政府参考人 それは今年に入つてからとということでしょうか。
先ほど議員からも御指摘ございましたように、

最初に、きょう、為替が百四円台に入りました。これはかなり重大な問題だと思いますし、また、FBIを発行して為替の介入資金を調達してきました。しているという状況から見ても、銀行の、金融機関の問題にも密接に関係しておりますので、この問題から入らせていただきたいと思います。昨年一年間の為替介入の額が二十兆五百七十三億円でございました。それまでの最高が一九九九年の七兆六千四百十一億円でございます。まれに見る増大ぶりを二〇〇三年はしたわけですが、ことはもう既にかなりの額を使ってていると言われております。現在までの介入の額についてまとめたものがありましたら、国際局長おられるようですが、お教えください。

○渡辺政府参考人 それは今年に入つてからということでしょうか。

先ほど議員からも御指摘ございましたように、一月が約七兆、二月が約三兆、三月はきょう縮めて夕方発表させていただきますが、二月を若干上回る数字というところでございます。

○五十嵐委員 去年一年間で二十兆ちょっととの間に、今のお話でも三ヶ月で十三、四兆円という、大変な額ですね、昨年がそれまでになく大きくて二十兆ちょっとだったわけですから、三ヶ月で十三兆ちょっとというのは。特に一月の九日でしかなかった、一日で一兆七千億円使った。それから、一月末から二月の初めにかけて、数日間で三兆三千億円使つた。特にこの間のある一日は二兆円を超える額を一举に投入した、こう言われているわけであります。

その結果で、なぜか本日の午前中の為替レートが百四円台、これは効果がなかつたと言わざるを得ないわけです。これだけのお金を使って効率がなかつた。特にこれは百三円を割り込むと一五%ルールにひつかかるんではないかなと思われますが、貿易だけではなくて、金融にも大きな影響があるんじゃないかな。この今の状況、これだけのお金を使ってこういう状況になつたといううえについて、これはどういうふうにお考えな

か、財務大臣から伺いたいと思います。

〔委員長退席、山本(明)委員長代理着席〕

○谷垣國務大臣 きょう、ちょっと時間は正確ではありませんが、百四円を切つて百三円台に、今現在どうなつてあるかわかりませんが、一時そうなつて、一時百三円台に入ったこともあるとまず申し上げます。

今、委員がおっしゃいましたように、去年は二十兆ほど、ことしに入りましたが、國際局長が御答弁申し上げたような形でやつてしましました。これは、為替介入の基本的な方針は、この委員会でもるる申し上げておりますように、また、あるいはボカラトン等のG7でも合意を見ておりますように、為替水準はファンダメンタルズを安定的に反映すべきもので、そうでない場合にはかかるべき措置をとる、こういうことでやつてしましました。

去年、あのように二十兆ほど多くなりましたのは、いわゆるドルに関して地政学的な要因あるいは双子の赤字ということが非常に喧伝をされたといいますか、こういう評価的な言葉を使つていいかどうかわかりませんが、やや過度に強調された面がございまして、必ずしもファンダメンタルズを反映しない動きが多く出たわけでございますから、ああいう形になつたということでござります。

それでまた今の委員のお尋ねは、今百四円ないしは百三円台ということが急激な円高を招いて、多分、これは余りうまくやつていないんじゃないとかという御趣旨だと思いますけれども、今の為替水準をどう見ているかということは、御答弁は差し控えさせていただきたいと思つておりますが、必要なときには適時適切な動きをとる、こういう方針は変えおりません。

〔山本(明)委員長代理退席、委員長着席〕

○五十嵐委員 一時効果があつたかに見えたんですが、それも短期の間に解消してしまつた。一定の円安に振れたときはあつたんですが、それでもなお押し上げ介入をし続けたために、いわば米国

側のある意味ではげきりんに触れて、スノーさんでしたか財務次官でしたが、あるいはグリーンスパンさんも、アジアの介入は余り好ましくない、日本を名指しはしませんでしたけれども、グリーンスパン氏もそのような発言をされて、米国側が明らかに日本の財務省の介入姿勢について牽制をしてきた。牽制をされた途端に、いわばそれに震え上がつて手を放してしまつた。その結果がこの急激なドル安・円高になつてているというふうに思いましたが、それは押し上げ介入をしたのかどうかも含めて御返事をいただきたいと思います。

○谷垣國務大臣 押し上げ介入をしたかというようことはちよつとお答えができるいくことでござりますけれども、今の委員の御立論は、それまでやつておつたのに、アメリカから一喝されると腰が引けてしまつて今の結果を招いているぢやないか、こういう御趣旨だったと思います。

あのとき、確かにグリーンスパン議長の御発言なりあるいはスノー財務長官の御発言が報道で出たわけでござりますけれども、他国首脳の御発言を、私が真意はこうですとかあるいはこうこうですというふうに申し上げるのも失礼ですし、また、そういう資格もございませんけれども、あの御発言は、特にグリーンスパンさんの御発言といふのは、為替水準についておっしゃつたわけでは必ずしもないと思います。今の日本の金融政策といふものの出口はどういうところにあるかという御趣旨の発言だったと思いますし、また財務省と我々は頻繁に連絡をとり合つてやつてているということでお示しになりますから、委員が今こういう図柄だとお示しになつたような図柄では必ずしもないと私は思つております。

○五十嵐委員 いや、マーケット全体は私が申し上げた図柄だというふうに判断をしておりますね。

それから、この過程の中で、どうも財務省の中大きな意見の食い違いが起きているということを言われているわけですね。スノーさんから電話を受けた財務省のこの問題でのトップに近い方

が、部下がやり過ぎました、こういつた発言をして財務省の担当部局と摩擦が起きたというようなことも聞いていますのであります。私は、前に発言をさせていただいた機会にも、連續的にやる為替介入というの意味がないんだ、麻薬のようなもので、どんどんどんどん必要量が多くなつてくるし、効果は薄くなつてくるというようなことを申し上げました。市場では、こよ、ばか介入と言つてゐるんじゃないですか。それはなぜかというと、これはファンダメンタルズを反映しない投機的な相場づくりに対する反論なんだ、反撃なんだということを財務大臣はおっしゃるわけですが、投機と闘うためには、国家のお金を持つてゐるところが本当は勝てるはずなんですよ、ちゃんととした闘い方をしさえすれば。ところが、勝てない闘い方をしてきた。だから、ばか介入だと言われてゐるわけなんですが、それはどこでもギャンブルはそうなんですが、原資を明らかにしたら、その上を上回らなければ負けてしまうわけですよ。

それで、六十兆円まで用意しましたとか、四十兆円まで用意しましたというような形でやつづるするそれを使っていくやり方、使い切つていぐやり方では絶対これは負けるんですよ。六十兆円とか四十兆円とか、これも三月まで十三兆円ですから、四倍をすれば四十兆円を超えるわけですから、四倍をすれば四十兆円用意すれば普通は勝てる負だ。それをなぜ勝てないかというと、それはちゃんと途中で売つたりして幻惑をしていないからですね。押すばかりで、ちょっと引いて利食いをして資金をつくつて、また市場に参戦して投入していく、こういうやり方をしなければ絶対負けます。

○谷垣國務大臣 ばか介入という表現は、委員のお言葉ではないと今おっしゃいましたけれども、こうすることをやつているから負けるんだとおつしゃつていると、結局はしかられていくという気がいたします。

それで、私は、そういうばか介入という表現には、断固として撤回をしていただきたいと。先生がおっしゃつたんじやないから先生に申し上げるわけではありませんけれども。

ただ、介入の方針というのは、私が方針を立てて私の責任でやつております。そのことは申し上げる必要があると思います。

○五十嵐委員 いや、責任とつてほしいですね。これだけお金をつぎ込んで前より悪くなつていて、というような話は、これはどうにもならないです。

くるということで、何回も戦士が生まれ変わつて出てくるから日本に勝てちゃうわけです。

それに対して日本は、ただ与えられた予算を使おう使おうと、使つて、おもちゃを与えられたからこれを使い切らなきやといつてやつてあるのではありませんかと思われるようなやり方、そういうのではないかと思われる。それが、思われるようなやり方でやつてあるから勝てないんですよ。だから、ばか介入と言われるんです。反省があるのかな問題だと思います。

たまたま今までの特別会計ではまだ利益が残つておつしやるかもしれないけれども、リスクはどんどん膨らんでいます。それから、日本がこれだけ大きな介入をしてきたことで短期証券がたまつてきていますから、それがいろいろなマーケットに矛盾を引き起こしている、問題を引き起こしているとおつしやるかもしれないけれども、リスクはどんどん膨らんでいます。それから、日本がこのかとすることを明らかにして、このところ大規模な、少しおかしいんじやないか、常軌を逸してきましたのはだれなのか、財務官なのか局長なのか市場課長なのか、はつきりしていただきたいと思います。

く

一四

が、いつの間にか、金融庁はシステムクリス^クに関係なく、個別の金融機関を救うためにこの条項を使おうとしたりしてきたということなんですね。

りそなの問題もそうなんですよ。りそなについても、これは破綻の危機ではなくて予防なんだということを総理も竹中大臣も繰り返しあつしゃいました。単なる予防ならば、私は、この百二条、わざわざ危機対応会議を開いて、御前会議を開い

○松田参考人 お答えいたします。

先生 まことに、前段なんですが、それとも、和洋折衷の立場でござる。預金保険機構の立場は、預保法の百二条にのつて、要件に従つて行われます政府の認定に従つて株式会社等の引き受けをすると、いうのが主たる立場でござります。いまして、金融危機対応の認定そのものには関与した経験がございません。

その立場から申し上げましても、これは軽々と行うべきではないというのは一般論として当たり前のございますが、現在のところは、私ども引き前でござりますが、

単なる予防なら、一兆九千六百億円という投入額は大き過ぎますし、予防であるなら毀損を予定していいはずなんです。返済の見通しがかなりの確率でなければ、これは一〇〇%とは言いませんけれども、なければ予防措置としては注入してはいけないと私は思うんですが、実際にはそうならないでいる。注入した資本が毀損をするという見通しが本当になかったのかどうか、ないまま一兆九千六百億円を注入したのか。

なせならば、いわゆる四%割れしたから注入されただと言うんですが、一二%強まで自己資本比率を戻すためにこれだけの注入をしたわけですから、実際には、ある程度目減りをしても四%を相当程度超えるということを見込んでやつたはずであつて、もともとが矛盾しているんですよ。危機対応ならないんですよ、本当の危機対応なら。これはシステムクリスクに直結するんですと言うんだけつたらいいけれども、そうではない。単なる予防だと言うしながらこういうことをやるのは、もともと論理的に矛盾しているんですよ。

ども、安全保障で言うと武力攻撃事態というのがあります。ですが、いわば武力攻撃予測事態という直前の事態といふのを想定して法律でしていますけれども、まさにこの本来の法律というのは、第七章の一項というのは、これはいわゆる武力攻撃予測事態という規定なんだろう、寸前の規定だ。シス

注入資本の毀損の可能性、見通し、今まで途中決算は出ていないのでありますけれども、三月期末決算は出でないわけですけれども、その見通しがどうなつてゐるのか、それでは具体的にお尋ねしたいと思います。

りというのは、別に陳々とやつてある部分を言つたんぢやないです、その前段の部分なんですが、しかし、公的資金を預かって、法律に従つて着実にこれを動かすというお立場からすれば、公的資金は効率的に使わなきゃいけない、そういう義務を負つていると思うんですね。

私は、極めて保守的に、損をしないように動かされるのが松田理事長のお立場だとと思うんですが、本当にこの一二%強、一兆九千六百億円というのは、そういうお立場から見て、真っ当な注入の仕方と言えるんだろうかということを私は申し上げているわけであります。

能強化法だというふうに思つてゐるわけです。その前に、組織再編促進法という法律を我々の反対を押し切つて通したわけですけれども、これでは今までに一件しか使われていない、こんなみつともないことはないと思うんですよ。わざわざ国際会の審議に供して無理筋の法案を通しておいて、

いから発表してください、こういうお願ひをしたんですが、出ないようですから、ほかにも問題がありますので……。これは、今二つ目に言つた、危機が危機でないかという認識の混乱からくる二つ目の間違いの実例だ、こう思うわけであります。

これは危機か危機でないかのごまかし、そやか。
は、役人が危機だと言うと自分の責任になっちゃうから嫌だなどということなんですね。そこをどうかしているからこういうことが起きてくる。今は危機なのか危機でないのか、危機でないならどう

すといつて住宅建築の確認申請を出しておいで、途中で設計変更しましたといつて母屋をつくったやつたようなものなんですよ。だと思いますね。

こういうやり方は、やはり許されてはならぬとい。それは法の趣旨に反するからです。法の趣旨は、公的資金というものはそういうもので使っちゃいけませんと。本当にシステムが壊れるかといふ、国民全体に、善意の借り手や善意の預金者に、全体に迷惑を及ぼすかもしれないときだからこそ許されるんだ。そういう法体系になつていいくのに、それを全く無視しているんじゃないですか。

の経営健全化計画」というのが公表されておりまして、十七年三月末までの集中再生期間中は、持続的な黒字経営への体質転換のための施策に取り組む一方、十八年三月期以降、こうした挑戦の効果も踏まえてさらなる収益力強化を図っていく、こう述べられております。そして、計画では、今後、株式の買い入れ消却、市中売却等も含めて国が早期に公的資金を回収できるよう企業価値の増大並びに剩余金の積み増しに努める、こういう記

使われる実例がないと。責任をとつてほしいですね。それでだめだったら、今度は金融機能強化だ、これはひどい話なんですよ。

もともとが、これは本来の本旨、先ほど申し上げました、金融危機でなければ公的資金注入なしで軽々にしちゃいけませんよと松田理事長もおっしゃった、そつ去津の医局に戻つてからここまでは

してこんな法律が出てくるのか。明らかにペイオフ対策じゃないですか。危機だからこういうものが出てきたんでしょう、こういうイレギュラーな法律が。そのことを正直に白状していただきたい、竹中大臣。

○竹中国務大臣 私自身は、就任以来、危機云々の問題に関しては、日本の金融は危機ではない、つまり、人間の体でいえば危篤状態というようなわけではない、しかし一方で、決して健康体といふ状況ではない、そういう状況の中でしっかりと体力を強化していくことこそがまさに金融行政の役割であるというふうに貫して申し上げてきています。

その意味では、今のマクロ経済全体がよくなる中で、地域経済の活性化というのが一つの政策的要請としても非常に高まっている。しかし、リスクをさらにとつて対応していくような能力が今の金融機関には十分發揮できない場合がある。そういう場合には、経営改革を一方でしつかりやつて、その上で経営改革をやりながら地域の金融を強化して地域の再生に資して、金融機能をまさに強化していく。そういうところに関しては、政策的な観点から政府も資本参加しようではないかということが今回の趣旨なわけでございます。

その意味では、危機か危機でないということをごまかしているというつもりは毛頭ございませんし、まして、これがペイオフ対策という形で出たいたという性格のものでもございません。

これは組織再編のときにもいろいろ御議論を賜りましたけれども、それをさらに金融機能を強化するというところに高めて、今の日本の問題を根本的に解決して、国民の利益を高めたいという観点から、今のこの法案の準備をずっと我々としてはしてきたつもりでございます。この点はぜひ御理解をいただきたいと思います。

○五十嵐委員 や、法律の趣旨の間に矛盾があると私は指摘しているんですが、そのことについてお答えがないし、先ほども言いましたけれども、それだったら、なぜ劣後債をちゃんと劣後さ

せないですか。劣後債について、それは債権であつて株券ではないんだから守るんだというのは、本来のあり方としてはおかしいんですよ。それは直すべきじゃないんですか。

端的に、その劣後債の扱いについての見直しをするのかしないかだけ、イエス、ノーかだけで御答弁ください。

○竹中国務大臣 劣後債というのはほかの債権よりも劣後する債権だということでございますから、それをどのように見直せというのか、それを出資に急に切りかえるというふうにおっしゃるのか、それはやはり法律的にできることとはとても思えませんし、これは劣後債、劣後している債権である、そのような解釈しかできないのではないかなどというふうに思つております。

○五十嵐委員 いや、ですから、この問題は、九年八年の法律をつくったときに議論になつたんです。私は、先ほど言いましたように、先ほど言つたとおり、劣後債を含めるか含めないかというのと議論しているんですから、法解釈として。こんなものは法律で、あるいは法令で決めれば決められるんですよ。こんなものを所与の事実としてあなたが決めつけるのはおかしいと思いますよ。おかしいと思いますね。

私は、先ほど言いましたように、先ほど言つた善意の預金者、事実上の出資者、出資に振りかえさせられた人たちとの比較からいって、機関投資家が守られるというのは、それはおかしい。これはペイオフの対象にすべきだというふうに私は思うわけであります。こんなものはペイオフの対象ともね。おかしいと思いますよ。

これから、次に移りますけれども、先ほどから伺っていたUFJの問題です。非常にうまく論理構成したとお思いになっているようですが、それとも、風評リスクがあるから、個別の金融機関なり企業に重大な影響を及ぼすからそういうことは言えないんだというが、ずっとこの間、竹中大臣の趣旨でしたが、風評というのは、虚偽の事実まあつてもそう言うはずだ、この問題は。そういう問題としてお答えをいただきたい。

損害を与える、そういうおそれがあることを風評リスクと言いうんですね。過去に生じてしまつたこと、すなわち、もう確定してしまつたことについての指摘が事実に即していれば、これは事実であれば風評ではないんですよ。風評ではないんで

す。

疑うに足る指摘を我々はいたしました。それは、当事者しか知り得ない秘密の開示があるからだと言つて。そのこと自体を否定できないということを、UFJの寺西頭取も否定できなかつた。否定してみなさいよと言つたら、否定できなかつたんですから。これは、すなわち、蓋然性、極めて合理的な疑いがここにかけられている。しかも、その疑いの事実は、単に業績がどうのこうのというんじゃないなくて、重大な法令違反の疑いがかかつている。

これは、竹中さんが言うように、一般論で答えるべきじゃないんですよ。ここで事実を明らかにしたら、一般論として、どこかの特定の企業にあらは金融機関に損を与えるかもしれない、風評リスクがあるかもしれないから答えられないんで

すというのは、これは一般論の世界なんです。こんな重大な法令違反の疑いがある案件について、しかも過去のことですよ、これについて事実かどうかをはつきりさせるのは、これは義務ですよ。

私はそう思いますね。あなたが盛んにモデルとしているのかどうか知りませんけれども、住まわれてきた米国ではこんなことは通用しないと思いま

すよ。

秘密会でもいいですよ。これは明らかにこういう疑いを持たれている金融機関という公的存在は、その事実を明らかにする責任がありますよ。我々は国民の代表として、それを国民の前に明瞭にする責任がありますよ。あなたの理解は单なる一般論で、一般論は通用させておいていいですよ、ずっと一般論で通用させてください。

○竹中国務大臣

個別の金融機関の検査に関する話ができる、このことは三つの理由から御理解をいただきたいと思います。

○竹中国務大臣 何度も申し上げていますよう

に、個別の金融機関の検査に関する話について

は、これはやはり言及はできません。要因は三つ挙げさせていただいております。一つは、個別当該金融機関や取引先の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある。それと、検

査一般において、これは銀行監督、検査監督という観点からやらせていただいているわけですか

ら、それをさらに外に出してしまえば、今後の検査の実効性を損ねるおそれがある。それと、被検査機関を場合によつては深刻な風評リスクにさらす、それがさらに大きな経済的不利益をもたらす可能性もある。

法令違反があれば、我々は責任を持つて、まさに責任を持つて対応いたします。そういう責任が我々にはあるというふうに考えております。同時に、我々として、責任を持つて守らなければいけない守秘義務というものもござります。その上

で、我々としては、責任ある監督当局、検査当局として、すべての金融機関に対しまして、検査監督上しつかりと対応しているつもりでございま

す。

○五十嵐委員 今の大臣の答弁は極めておかしい。私がこれは風評リスクに関する問題ではないという指摘をしたのに、依然として、私の言つたことを全く無視してお答えになつてゐる。そ

んなばかなことはないでしょ。

それから、今申し上げましたけれども、一般論は一般論としてとつておいていいですよとも言つたんですよ。これは一般論に當てはならないケースではありますんかと言つて

いたことを全く無視してお答えになつてゐる。そ

んなばかなことはないでしょ。

一度答えてください。

○竹中国務大臣 個別の金融機関の検査に関する話ができる、このことは三つの理由から御理解をいただきたいと思います。

第一類第五号 財務金融委員会議録第十四号 平成十六年三月三十一日 第一類第五号

一般論と個別論。これは、この問題が、委員がおっしゃる問題がどのように個別なのか。私たちには、これはまだ個別の検査の問題でありますので、私たちはしっかりと検査をしていく、検査をしていく上で法令違反等があれば、当然厳正に対応するということになります。事実であればどうこうと、その事実であるかどうかを含めて、我々としてはしっかりと検査をする責任があると思つております。

○五十嵐委員　あなた方がそういう態度をとるから、あなた方はぐるになつて事実を隠しているんじゃないかという、逆に疑いがあなた方に持たれていますよ。これは単にUFJの問題ではないんです。あなた方も重大な検査忌避があつたといふんです。あなたの方も重大な検査忌避があつたといふことで怒り狂つて、あなたの幹部はあちこちで言つてゐるじゃないですか。そういう事実がいるんだよ。これは單にUFJの問題ではないんです。あなたがそんなことはありませんでしたと言つているのは、国民あるいは投資家の目から、あるいは預金者の目から、事実全体を共同して隠へいいはうとしているんじゃないかという疑いが今かかっているんですよ。

だから、我々はそれを明らかにする重大な役目がある、国会としてそれは必要だという判断をして言つてゐるんです。単なる一般論で、これは答えられない答えられない、一般論と特別なケースとを分けるわけにはいかないなんという理屈は通らないんですよ。

それでは、私は別に角度を変えて、今度は皆さんの好きな一般論で聞きますよ。皆さんの好きな一般論として、検査の中間協議のときに録音をさせろとか、弁護士、会計士を同席させろという要求をしたという例は、一般論ですよ、今までにありますか。あるいは、弁護士、会計士同席で実際にこれを行った例はあるのですか、お答えください。一般論でいいんですよ。

○佐藤政府参考人　一般論とおっしゃつておられますがけれども、限りなく個別の検査の具体的な進め方にかかる話であろうかと思いますので、恐らくでございますが、差し控えさせていただきま

○五十嵐委員 それでは、このUFJの問題、ケースを別にしてと言いますが、別にしてと言えば答えられるんでしょう、別にして、こういったことを求められたりした例はあるんですか。

○佐藤政府参考人 繰り返しで恐縮でございますけれども、一般論ということで御質問でございますけれども、まさに個別の検査の具体的な進め方にかかるる話でございますので、差し控えさせていただきます。

○五十嵐委員 それはおかしいじゃないですか、そういうような例があつたのか、あるのかということを言つているんですねから。別にこれでどこか都合が悪くなる企業とか金融機関とかあるんですか。別にこれで答えたからといって、どういう支障があるんですか。

○佐藤政府参考人 一般論といたしまして、立入検査が入りました場合には、リスク管理の問題あるいはコンプライアンスの分野それぞれについて、銀行側と検査班との間でさまざまな議論を行います。その議論の過程で、検査班の検査官と銀行の担当者とのさまざまやりとりがあるわけでございます。その立入検査の過程で、例えば公認会計士、担当している監査人の意見を聞くといったことはあるうかと思います。

○五十嵐委員 公認会計士の意見を立入検査の途中で聞くことはあるという、それが一般なんだろうと思います。そのとおりなんだ思いますよ。だから、弁護士を同席させるとか録音させるといふのは破天荒のことなんですよ。だから、こういうことが書かれたし、特記されたし、このメモにあるようなことで金融庁のトップなり大幹部は激怒したわけですよ。そういう破天荒のことが書かれているから、これが実は秘密の暴露なんですよ。だから、これは事実なんですよ。これはそつくなつてきちゃうの。これは刑事事件でもそうですよ。当事者しか知り得ない秘密の暴露があれば、それは証拠になるんです。

これは、だから、否定するんだつたら否定され

○ 田野瀬委員長 理事会で協議をさせていただきます。

○ 五十嵐委員 次に、佐藤副大臣、お待たせいたしました、カネボウの問題。

お手元に、皆さん、私がお配りした資料の二枚目をおあけいただきたいと思います。これは私の手元にある資料なんですが、「事業再生計画」(一) ○〇四年三月十日 カネボウティック株式会社と書いてあります。それからもう一冊が「カネボウ株式会社及び同グループ三十四社」というふうに銘打ってありまして、ストリクトリーコンフィデンシャルと書いてあります。日本語で言うと厳重秘の書類であります。

その中の一ページ、これは両方に含まれているんですが、「企業再編 ストラクチャー」と書いてあって、カネボウの化粧品部門の事業価値の算定が書かれております。真ん中の囲みの欄を見ていただきたいんですが、化粧品部門、九月末現在、表面上のバランスシートが書いてあります。資産と負債がちゃんと合っていることになつているわけであります、その下に矢印で実態のバランスシートが書いてあるんですね。ここに欠損金四百七十億円というのが書いてあるんです。

つまり、唯一黒字だと喧伝をされて、商売する上での価値があるというふうに、資産価値があると言っていたこの化粧品部門も、実際には巨額の赤字、欠損を出している事業部門だったといつて、ことが明らかになつた、こういう資料なんですね。これがちまたに四百七十億円という数字が流布したものとんですね。これは回収されたそうなんですが、なぜか私の手元にあるわけなんですが、この四百七十億円の欠損を出している、そのほかは全部赤っていうのはもう既に発表されていま

す。こういうところに三千八百億円の企業価値を認めているわけですね。これはおかしいんじゃないですか。どういう根拠で、この四百七十億円を知りながら、三千八百億円の企業価値を産業再生機構は認められたのか、お答えください。

○佐藤(剛)副大臣 しばらくでございます。

ただいまの五十嵐委員の御指摘でござりますが、この表でございますね、これにつきましては、産業再生機構の作成したものであるかどうかについてはコメントを差し控えさせていただきたい。

それから、今おっしゃられております三千八百億円の点でございます。

これについては、例えで言いますと、家族の中の長男坊、これが化粧品部門で非常に頑張って利益を上げておる、それから、次男、織関係等、そういう赤字を補つてしまつて、そして運営されているわけでござります。この長男坊の価値といふものを三千八百億円と算出しておるわけであります、これは市場におきまして確定しておりますデイスカウント・キャッシュフロー法、先生御存じの方式でございますが、これによりましてこの三千八百億円というのを算出いたしていわゆるでございます。これは営業権、商標あるいはのれん等々のものが含まれていてるわけでございまして、厳格な査定を行い、それから第三者の専門家からの意見も聴取いたした上で引き上がっているものでございます。

○五十嵐委員 何を言っているんだかさっぱりわからない代とか含めてデイスカウント・キャッシュフローで三千八百億円、正当に評価したなんて、だなんてビントの外れた答弁をしているんですね、これは許しがたいことなんですが。

その上で、その黒字の化粧品部門を計算して、

なりある、すごい規模である。だから、本来はこれは民事再生なりあるいは清算を持つていくべき事案であって、国が手を出すような案件じやないんじやないかという疑問が国民の間から出されてゐる。

国民の間からだけじやないんですよ。三月十日付のウォールストリート・ジャーナルでも、なぜカネボウの比較的健全なセクターである化粧品部門を国が支援する必要があるのかというようなことについて疑問が出されている、というような質問、これも健全だということがまだ言われているわけですけれども。フィナンシャル・タイムズ三月三日付は、商業的に処理ができる企業の救済に政府が乗り出すことのモラルハザードが問われてゐる、こういうようなことがあります。外国からも、なぜ国が乗り出さなきやいけないのか、サビサーはあるし、花王との協議だって進んでいたわけですから、なぜ国が乗り出さなきやいけないのかということがわからぬということを言われているわけですね。これに対して、今の副大臣のお答えは全くピントが外れております。

五 会社の分割による営業の承継(吸収分割(各当事者が金融機関等である場合に限る。)による営業の承継に限る。)

六 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け(各当事者が金融機関等である場合に限る。)

七 他の金融機関等への株式の移転又は発行(当該移転又は発行により当該他の金融機関等が金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、第一号、第二号及び第五号に掲げる場合を除く。)

八 他の金融機関等からの移転又は発行による株式の取得(当該取得により金融機関等が当該他の金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、第一号及び第四号に掲げる場合を除く。)

九 7 この法律において「協同組織中央金融機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 全国を地区とする信用金庫連合会

二 全国を地区とする信用協同組合連合会

三 全国を地区とする労働金庫連合会

8 この法律において「協同組織金融機関」とは、

第一項第三号から第八号までに掲げる金融機関等(協同組織中央金融機関を除く。)をいう。

第二章 金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

(株式等の引受け等に係る申込み)

第三条 預金保険機構(以下「機構」という。)は、金融機関等(銀行持株会社等を除く。以下この章において同じ。)から平成二十年三月三十一日までに当該金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等(当該金融機関等が銀行等である場合にあつては、株式の引受けに限る。)に係る申込み(第十五条第一項並びに預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項及び第一百五条第一項の規定によるものを除く。)

を受けたときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行なうかどうかの決定を求めなければならぬ。

2 機構は、銀行持株会社等から平成二十年三月三十一日までに当該銀行持株会社等の子会社(金融機関等に限る。)の自己資本の充実のために行なう株式の引受けに係る申込み(第十五条第二項並びに預金保険法第五十九条第一項、第六

十九条第一項及び第一百一条第一項の規定によるものを除く。)を受けたときは、主務大臣に対し、当該銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行なうかどうかの決定を求めなければならない。

(経営強化計画)

第四条 金融機関等又は銀行持株会社等が前条第

一項又は第二項の申込みをする場合には、当該金融機関等又は当該銀行持株会社等の対象子会社(当該銀行持株会社等がその子会社(金融機関等に限る。)の自己資本の充実のために同項の申込みをする場合における当該子会社をいう。以下この章において同じ。)は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項

を記載した経営強化計画(経営の強化のための計画をいう。以下同じ。)を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、同項の申込みをする銀行持株会社等の対象子会社は、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとす

る。

一 経営強化計画の実施期間(三年を超えないものであつて、営業年度又は事業年度の終了の日を終期とするものに限る。)

二 収益性及び業務の効率の向上の程度その他の経営強化計画の終期において達成されるべきものとして主務省令で定める経営の改善の目標

三 前号に掲げる目標を達成するための方策

四 責任ある経営体制(経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。)

の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

五 経営強化計画の終期において第二号に掲げた目標が達成されない場合における経営責任(当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営管理責任を含む。)の明確化に関する事項(主務省令で定める基準に適合するものに限る。)

六 当該金融機関等又は対象子会社が基準適合する金融機関等(銀行法第十四条の二又は第五十二条の二十五その他これらに類する他の法令の規定に規定する基準を勘案して主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当する金融機関等又は銀行持株会社等をいう。以下同じ。)でないときは、次条第一項の規定による決定を受けた場合における経営責任及び株主責任の明確化に関する事項(主務省令で定める基準に適合するものに限る。)

七 信用供与の円滑化その他の当該金融機関等又は対象子会社が主として業務を行つている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

八 当該金融機関等が前条第一項の申込みをするときは、株式等の引受け等を求める額及びその内容

九 銀行持株会社等が前条第二項の申込みをするときは、当該銀行持株会社等が株式の引受けを求める額及びその内容並びに当該株式の引受けを受けて当該銀行持株会社等がその対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期

十 その他政令で定める事項

2 内閣総理大臣は、前項の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、金融機能強化審査会の意見を聽かなければならない。

(株式等の引受け等の決定)

三 前号に掲げる目標を達成するための方策

四 責任ある経営体制(経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。)

一項又は第二項の申込みに係る株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

一 経営強化計画に記載された前条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。

三 経営強化計画に記載された前条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

四 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されることと見込まれること。

五 経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関、農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合又はその財産をもつて債務を完済することができない金融機関等若しくは銀行持株会社等でないこと。

六 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等でないとき又は当該金融機関等が協同組織金融機関であるときは、当該金融機関等の存続が当該金融機関等が主として業務を行つている地域の経済にとって不可欠であると認められる場合として政令で定める場合に該当すること。

七 経営強化計画を提出した金融機関等の経営基盤の安定のために必要な措置として政令で定めるものが講じられていること。

八 経営強化計画を提出した金融機関等が第三条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が当該金融機関等の自己資本の充実の状況に照らし当該経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

第五条 主務大臣は、前条第一項の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第三条第九条

九 銀行持株会社等が第三条第二項の申込みを

したときは、当該申込みに係る株式の引受けを受けて当該銀行持株会社等がその対象子会社に対し行う株式等の引受け等の額が当該申込みに係る株式の引受けの額を下回らないものであり、かつ、当該株式等の引受け等が当該対象子会社の自己資本の充実の状況に照らし経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

会社が基準適合金融機関等でないときは、議決

の限りでない。

銀行持株会社等が第三条第二項の申込みをした場合において、第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより当該銀行持株会社等が発行する株式の引受けを行つたときは、権限を行使することができる事項について制限のない株式の引受けによることができる。

2
金融機関等又は銀行持株会社等が第五条第一項の規定による決定に従い議決権制限等株式を発行する場合には、当該議決権制限等株式の發

画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

3 前項の場合における商業登記法(昭和三十八年)による変更の登記においては、その旨をも登記しなければならない。

年法律第二百二十五条号)第八十二条の規定の適用について、同条中「次の書類」とあるのは、「次の書類及び金融機能の強化のための特別措

置に関する法律(平成十六年法律第
五条第一項の規定による決定)に従つた同条第一
項に規定する義務履行料未払の毛丁である。

（優先出資の発行の特例）
「优先して支払われるべき金利等の支拂てあることを証する書面」とする。

第八条 優先出資法第三条第二項の規定の適用に
ついては、金融機関等が第五条第一項の規定に
よる決定に従い発行する優先出資は、ないもの

2 とみます。

出資の発行による変更の登記においては、政令で定めるところにより、その旨をも登記しなけ

（経営強化計画の変更）
ればならない。
第九条 第五条第一項の規定による決定を受けて

協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けた協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社は、第四条第一項の規定により提出した経営強化計画(この項の規定による承認を受けた変更後のもの又は第十二条第一項の規定による承認を受ける

定により変更後の経営強化計画の提出を受けた場合について、第六条の規定は主務大臣が同項の規定による承認をした場合における同項の規定により提出を受けた変更後の経営強化計画について、それぞれ準用する。
（経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等）

第一類第五号 財務金融委員會議錄第十四号

第十条 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等若しくはその対象子会社は、その実施している経営強化計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならぬ。ただし、協定銀行が当該株式等の引受けを行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等(同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより引き受けた株式等(当該株式等が株式である場合にあっては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式等が株式である場合にあっては当該株式等が優先出資について分割されれた優先出資を含む)、同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受けを行った金融機関等又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関等又は銀行持株会社等の完全親会社となつた会社から協定銀行が割当てを受けた株式(当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式等が前項の規定により取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ)又は取得貸付債権(同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社を含む)の全部につきその処分をこの章において同じ)の全部につきその処分を返済を受けた場合は、この限りでない。

2 第六条の規定は、主務大臣が前項の規定により経営強化計画の履行状況について報告を受けた場合における当該報告について準用する。

第十一條 主務大臣は、協定銀行が第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもつて返済を受けるまでの間、当該決定に係る経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該経営強化計画の履行を確保するため、その必要な限度に計画の履行を連名で提出した銀行持株会社等を含む)に対し、当該経営強化計画の履行状況に参考となるべき報告又は資料の提出、当該経営強化計画に記載された措置であつて当該経営強化計画に従つて実施されないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

2 前項の場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、協定銀行に対し、当該取得株式等について、議決権行使することができない他の株主又は出資者としての権利行使するよう要請することができる。
(経営強化計画の実施期間が終了した後の措置)
第十二条 第五条第一項の規定による決定を受けた協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けた協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社は、その実施している経営強化計画(第四条第一項の規定により提出したもの、第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項の規定による承認を受けたもの)の実施期間が、協定銀行が当該株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をしつゝ返済を受けるまでの間に終了する場合に限り、第六条の規定による決定を受けて協定の定めにより株式の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもつて返済を受けた場合に准用する。

第十三条 第五条第一項の規定による決定を受けた協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等が完全親会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。以下同じ)となるもの(以下この条及び次条において「発行金融機関等」という)であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの(以下この条及び次条において「株式交換等」という)は、株式交換(当該発行金融機関等が完全親会社を含む)であつて、協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等(この項の規定による認可を受けた場合における次号に掲げる目標が達成されたと見込まれること)目標が達成されたと見込まれること。
一 経営強化計画に記載された第四条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。
2 主務大臣は、前項の規定により提出を受けた協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等が完全親会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。以下同じ)となるものに限る)又は株式移転(以下この条において「株式交換等」という)を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。
3 主務大臣は、第一項の規定により提出を受けた経営強化計画を承認しないときは、その旨を公表するとともに、当該経営強化計画を提出した金融機関等又は対象子会社(当該経営強化計画を当該対象子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含む)に対し、当該提出を受けた経営強化計画の変更その他の監督上必要な措置を命ぜなければならない。
4 前項の場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、協定銀行に対し、第一項に規定する取得株式等について、議決権行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求その他の株主又は出資者としての権利行使するよう要請することができる。
5 第四条第二項の規定は、主務大臣が第一項の規定により経営強化計画の提出を受けた場合につ

いて、第六条の規定は主務大臣が同項の規定による承認をした場合における同項の規定により提出を受けた経営強化計画について、それぞれ準用する。
(株式交換等の認可)
第十四条 第五条第一項の規定による決定を受けた協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等と異なる株式の種類が当該株式交換等の前ににおいて協定銀行が保有する取得株式等である株式等である株式の種類と同一のものと認められ、かつ、当該株式交換等の後において協定銀行が保有する取得株式等の前ににおいて協定銀行が保有する取得株式等である株式の種類が当該株式交換等の前に設立されるものを含む)であること。
二 株式交換等により協定銀行が割当てを受けた株式等と異なる株式の種類が当該株式交換等の前に設立されるものを含む)であること。
三 株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となる会社が銀行持株会社等(新たに設立されるものを含む)であること。
4 前項の場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、協定銀行に対し、第一項に規定する取得株式等について、議決権行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求その他の株主又は出資者としての権利行使するよう要請することができる。
5 第四条第二項の規定は、主務大臣が第一項の規定により経営強化計画の提出を受けた場合につ

式の処分をすることが困難になると認められる場合でないこと。

3 発行金融機関等が第一項の規定による認可を受けて株式交換等を行つたときは、当該発行金融機関等又はその子会社であつて、第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社(次条第七項において準用する同条第三項の規定による承認を受けた承継子会社(同条第七項に規定する承継子会社をいう。)を含む。)であるものは、その実施してある経営強化計画(第四条第一項若しくはこの項の規定により提出したもの、第九条第一項(次項及び次条第十一項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた変更後のもの又は前条第一項(次項及び次条第十一項において準用する場合を含む。)の規定若しくは次条第七項において準用する同条第三項の規定による承認を受けたものをいう。)に代えて、主務省令で定めるところにより、当該株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となつた会社と連名で、当該経営強化計画に記載された事項(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持

株会社等の経営体制及び経営管理責任に係る部分を除く。)のほか、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

一 株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となつた会社における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

二 経営強化計画の終期において当該経営強化計画に記載する第四条第一項第二号に掲げる目標が達成されない場合における前号に規定する会社の経営管理責任の明確化に関する事項(主務省令で定める基準に適合するものに限る。)

三 その他主務省令で定める事項
4 第六条の規定は主務大臣が前項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第九条から前条までの規定は当該経営強化計画(この項において準用する第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する前条第一項の規定による承認を受けたものとしむ。)について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第九条第一項	第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社は	第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社は
第十一条第一項	第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持	第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持
第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社は	第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社は	第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社は
第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社は	第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社は	第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社は

2	当該株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等	当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等
二	主務大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の規定による認可をする	主務大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の規定による認可をする
二	合併等により当該対象金融機関等(承継金	合併等により当該対象金融機関等(承継金
二	機関等)といふ。)は、合併、会社の分割、会社の分割による営業の承継又は営業若しくは事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け(以下この条及び第二十四条において「合併等」といいう。)を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。	機関等)といふ。)は、合併、会社の分割、会社の分割による営業の承継又は営業若しくは事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け(以下この条及び第二十四条において「合併等」といいう。)を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

融機関等を含む。)の経営の強化が阻害されないこと。

三 経営強化関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

四 合併等により当該取得株式等又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

五 その他政令で定める要件

3 対象金融機関等が第一項の規定による認可を受け合併等を行った場合において、当該合併等に係る承継金融機関等があるときは、当該承継金融機関等は、主務省令で定めるところにより、第四条第一項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

4 主務大臣は、前項の規定により提出を受けた経営強化計画が次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一 経営強化計画に記載された第四条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。

三 経営強化計画に記載された第四条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

四 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されることと見込まれること。

5 主務大臣は、第三項の規定により提出を受けた経営強化計画を承認しないときは、その旨を公表するとともに、当該経営強化計画を提出し

た承継金融機関等に対し、当該提出を受けた経営強化計画の変更その他の監督上必要な措置を命ずるものとする。

6 前項の場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、協定銀行に対し、第一項に規定する取得株式等について、議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求その他の株主又は出資者としての権利を行使するよう要請することができる。

7 前各項の規定は、第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等(第三項の規定による承認を受けた承継金融機関等を含む。)であって当該金融機関等が行う株式交換若しくは株式移転により対象金融機関等でなくなつたもの(承継子会社(この項において準用する第二項第一号に規定する他の金融機関等をいう。以下この条において同じ。)を含む。以下この条において「対象子会社等」という。)のうち、経営強化計画(第四条第一項、第九条第一項(前条第四項(第十二項において準用する場合を含む。)若しくは第十項の規定により提出したも

第一項 合併、会社の分割		第二項	
協定銀行が当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきの処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を困難になると認められる場合でないこと。	命ずるものとする。	当該経営強化計画を当該対象子会社等と連名で提出した銀行持株会社等が、当該対象子会社等又は合併等の後において当該経営強化計画に係る営業	割
合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関等であること又は当該対象金融機関等が実施している経営強化計画(第四条第一項の規定により提出したもの、第九条第一項(第十一項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた変更後のもの又は第十二条第一項(第十一項において準用する場合を含む。)若しくは次項の規定による承認を受けたもの)をいう。)に係る営業若しくは事業	当該経営強化計画を当該対象子会社等と連名で提出した銀行持株会社等が、当該対象子会社等又は合併等の後において当該経営強化計画に係る営業	当該経営強化計画を当該対象子会社等と連名で提出した銀行持株会社等が、当該対象子会社等又は合併等の後において当該経営強化計画に係る営業	当該経営強化計画を当該対象子会社等と連名で提出した銀行持株会社等が、当該対象子会社等又は合併等の後において当該経営強化計画に係る営業
前条第三項(第十二項において準用する場合を含む。)若しくは第十項の規定により提出したものの、第九条第一項(前条第四項(第十二項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた変更後のもの又は第十二条第一項(第十一項において準用する場合を含む。)若しくは次項の規定による承認を受けたもの)を以下この条において「承継金融機関等」という。)であること	以下この条において「承継金融機関等」という。)であること	以下この条において「承継金融機関等」という。)を子会社とする銀行持株会社等であること	以下この条において「承継金融機関等」という。)を子会社とする銀行持株会社等であること

第一項 合併、会社の分割		第二項	
協定銀行が当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきの処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を困難になると認められる場合でないこと。	命ずるものとする。	当該経営強化計画を当該対象子会社等と連名で提出した銀行持株会社等が、当該対象子会社等又は合併等の後において当該経営強化計画に係る営業	当該経営強化計画を当該対象子会社等と連名で提出した銀行持株会社等が、当該対象子会社等又は合併等の後において当該経営強化計画に係る営業
合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関等であること又は当該対象金融機関等が実施している経営強化計画(第四条第一項の規定により提出したもの、第九条第一項(第十一項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた変更後のもの又は第十二条第一項(第十一項において準用する場合を含む。)若しくは次項の規定による承認を受けたもの)をいう。)に係る営業若しくは事業	当該経営強化計画を当該対象子会社等と連名で提出した銀行持株会社等が、当該対象子会社等又は合併等の後において当該経営強化計画に係る営業	当該経営強化計画を当該対象子会社等と連名で提出した銀行持株会社等が、当該対象子会社等又は合併等の後において当該経営強化計画に係る営業	当該経営強化計画を当該対象子会社等と連名で提出した銀行持株会社等が、当該対象子会社等又は合併等の後において当該経営強化計画に係る営業
前条第三項(第十二項において準用する場合を含む。)若しくは第十項の規定により提出したものの、第九条第一項(前条第四項(第十二項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた変更後のもの又は第十二条第一項(第十一項において準用する場合を含む。)若しくは次項の規定による承認を受けたもの)を以下この条において「承継金融機関等」という。)であること	以下この条において「承継金融機関等」という。)であること	以下この条において「承継金融機関等」という。)を子会社とする銀行持株会社等であること	以下この条において「承継金融機関等」という。)を子会社とする銀行持株会社等であること

8 対象金融機関等でない発行金融機関等(この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する他の銀行持株会社等又は第十

二項において準用する前条第一項の規定による認可を受けた場合における第十二項において準用する同条第二項第一号に規定する会社であつ

第一類第五号	財務金融委員会議録第十四号 平成十六年三月三十一日	て、協定銀行が現に保有する取得株式等である 株式の発行者であるもの(以下この条において 「組織再編成後発行銀行持株会社等」という。)を 含む。次項において同じ。)は、合併等を行おう とするときは、主務省令で定めるところによ り、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければ ならない。
第九条第一項	当該株式等の引受け等を行つた金融機関	9 主務大臣は、次に掲げる要件のすべてに該當 する場合に限り、前項の規定による認可をする ものとする。
第十条第一項	第四条第一項の規定により提出した	10 合併等の後において協定銀行が保有する取 得株式等である株式の発行者となる会社が当 該発行金融機関等であること又は当該発行金 融機関等に係る対象子会社等を子会社とする 他の銀行持株会社等(新たに設立されるもの を含む)であること。
第十一条第一項	当該株式等の引受け等を行つた金融機関	四 その他政令で定める要件
第十二条第一項	当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定 による承認を受けたもの	11 第四条第二項の規定は主務大臣が第三項(第 七項において準用する場合を含む。以下この項 において同じ。)の規定により経営強化計画の提 出を受けた場合について、第六条の規定は主務 大臣が第三項の規定による承認をした場合にお ける同項の規定により提出を受けた経営強化計 画について、第九条の規定は当該承認を受けた 承継金融機関等又は承継子会社について、第十 条及び第十二条の規定は当該承認を受けた承継 金融機関等又は承継子会社(当該経営強化計画 を当該承継子会社と連名で提出した銀行持株会 社等を含む。)について、第十二条の規定は当該 承認を受けた承継金融機関等又は承継子会社に ついて、それぞれ準用する。この場合において、 次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と 読み替えるものとする。

第九条第一項	第五条第一項の規定による決定を受けて協 定銀行が協定の定めにより株式等の引 受け等を行つた金融機関等又は同項の規 定による決定を受けて協定銀行が協定の 定めにより株式の引受けを行つた銀行持 株会社等の対象子会社	等又は銀行持株会社等
第十条第一項	当該株式等の引受け等を行つた金融機関	12 第六条の規定は主務大臣が第十項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第九条から第十二条までの規定は当該経営強化計画(この項において準用する第九条第一項の規定による承認 を受けた変更後のもの又はこの項において準用する第十二条第一項の規定による承認を受けたもの を含む。)について、前条の規定は第三項の規定による承認を受けた承継金融機関等であつて協定銀 行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等 又は銀行持株会社等(当該経営強化計画を当該承継子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含 む。)について、第十二条の規定は当該承認を受けた承継金融機関等又は承継子会社に ついて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。
第十一条第一項	当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定 による承認を受けた	第十二条第一項 第四条第一項の規定により提出したも の、第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項の規定による承認を受けたもの

前条第四項	経営強化計画を提出した金融機関等は	経営強化計画を提出した対象子会社等は
(金融組織再編成に係る株式等の引受け等に係る申込み) 第十五条 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等から平成二十年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込み(預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項及び第二百一条第一項の規定によるものを除く。)を受けたときは、主務大臣に対し、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行なうかどうかの決定を求めなければならぬ。	経営強化計画を提出した金融機関等は 又は第十四条第一項若しくは同条第十二項(同項において準用する第十三条第四項を含む。)において準用する第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの	経営強化計画を提出した対象子会社等は 又は第十三条第一項の規定により提出されたものの
二 金融機関等が特定組織再編成を行う場合 合 次に掲げる場合の区分に応じそれ次に定める金融機関等 イ 金融機関等が合併を行う場合 当該合併の後において存続する金融機関等又は当該合併により新たに設立される金融機関等 ロ 金融機関等が営業の全部を承継させる会社の分割又は会社の分割による営業の全部の承継を行う場合 当該分割による営業の全部を承継する金融機関等 ハ 金融機関等が営業又は事業の全部の譲渡	二 金融機関等が特定組織再編成を行う場合 合 次に掲げる場合の区分に応じそれ次に定める金融機関等 イ 金融機関等が合併を行う場合 当該合併の後において存続する金融機関等又は当該合併により新たに設立される金融機関等 ロ 金融機関等が営業の全部を承継させる会社の分割又は会社の分割による営業の全部の承継を行う場合 当該分割により営業の全部を承継する金融機関等	二 金融機関等が特定組織再編成を行う場合 合 次に掲げる場合の区分に応じそれ次に定める金融機関等 イ 金融機関等が合併を行う場合 当該合併の後において存続する金融機関等又は当該合併により新たに設立される金融機関等 ロ 金融機関等が営業の全部を承継させる会社の分割又は会社の分割による営業の全部の承継を行う場合 当該分割により営業の全部を承継する金融機関等

又は譲受けを行う場合	営業又は事業の全 部を譲り受ける金融機関等
金融機関等が株式移転を行う場合	当該金融機関等又は当該株式移転により完全親会社となる銀行持株会社等
金融機関等が営業の一部を承継させる新設分割を行う場合	当該金融機関等又は当該新設分割により新たに設立される金融機関等
金融機関等が組織再編成を行う金融機関等に係る銀行持株会社等であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものを行う。	第一項に規定する「組織再編成銀行持株会社等」とは、金融組織再編成を行う金融機関等に係る銀行持株会社等であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものを行う。

金融機関等が金融組織再編成(特定組織再編成及び株式交換を除き、当該金融機関等が組織再編成金融機関等(前項に規定する組織再編成金融機関等をいう。以下同じ。)に該当するものに限る。)を行う場合	一 経営強化計画の実施期間(三年を超えないものであつて、営業年度又は事業年度の終了の日を最終とするものに限る。)
金融機関等が特定組織再編成を行う場合	二 収益性及び業務の効率の向上の程度その他(経営強化計画の終期において達成されるべきものとして主務省令で定める経営の改善の目標)
金融機関等が株式交換を行う場合	三 金融組織再編成の内容及び実施時期
金融機関等が株式交換を行つて定める金融機関等(当該特定組織再編成により新たに設立された子会社とする銀行持株会社等を除く。)を子会社とする銀行持株会社等	四 第二号に掲げる目標を達成するための方策
(金融組織再編成に係る経営強化計画)	五 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が前条第一項又は第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

金融機関等が株式交換を行つて定める金融機関等(当該特定組織再編成により新たに設立された子会社とする銀行持株会社等を除く。)を子会社とする銀行持株会社等	イ 責任ある経営体制(経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。)の確立に関する事項として主務省令で定めるもの
(金融組織再編成に係る経営強化計画)	ロ 経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成(主務省令で定めるものに限る。)でないときは、当該経営強化計画の終期において第二号に掲げる目標が達成されない場合における経営責任(当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営管理責任を含む。)の明確化に関する事項
金融機関等が特定組織再編成を行つて定める金融機関等(当該特定組織再編成により新たに設立された子会社とする銀行持株会社等を除く。)を子会社とする銀行持株会社等	一 金融組織再編成(特定組織再編成を除く。)の当事者である銀行持株会社等
金融機関等が株式交換を行つて定める金融機関等(当該特定組織再編成により新たに設立された子会社とする銀行持株会社等を除く。)を子会社とする銀行持株会社等	二 金融組織再編成(株式移転に限る。)の当事者である金融機関等であつて、当該金融組織再編成により完全親会社となる銀行持株会社等の自己資本の充実のために前条第一項の申込みをするもの
(金融組織再編成に係る経営強化計画)	三 金融組織再編成(特定組織再編成を除く。)の当事者である金融機関等であつて、当該金融組織再編成により完全親会社となる銀行持株会社等の自己資本の充実のために前条第一項の申込みをするもの

金融機関等が特定組織再編成を行つて定める金融機関等(当該特定組織再編成により新たに設立された子会社とする銀行持株会社等を除く。)を子会社とする銀行持株会社等	一 金融組織再編成(特定組織再編成を除く。)の当事者である銀行持株会社等
金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等をいう。以下この章及び第五章において同じ。)が同条第一項又は第二項の申込みをする場合には、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等(当該金融組織再編成が特定組織再編成である場合にあっては銀行持株会社等を除き、当該金融組織再編成が株式移転である場合にあっては当該金融組織再編成により完全親会社となる銀行持株会社等の自己資本の充実のた	二 金融組織再編成(株式移転に限る。)の当事者である金融機関等であつて、当該金融組織再編成により完全親会社となる銀行持株会社等の自己資本の充実のために前条第一項の申込みをするもの
(金融組織再編成に係る経営強化計画)	三 金融組織再編成(特定組織再編成を除く。)の当事者である金融機関等であつて、当該金融組織再編成により完全親会社となる銀行持株会社等の自己資本の充実のために前条第一項の申込みをするもの
金融機関等が株式交換を行つて定める金融機関等(当該特定組織再編成により新たに設立された子会社とする銀行持株会社等を除く。)を子会社とする銀行持株会社等	四 金融組織再編成(株式移転に限る。)の当事者である金融機関等であつて、当該金融組織再編成により完全親会社となる銀行持株会社等の自己資本の充実のために前条第一項の申込みをするもの
(金融組織再編成に係る経営強化計画)	五 内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定により経営強化計画の提出を受けた場合において、必要があると認めるときは、金融機能強化審査会の意見を聞くものとする。

二 経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。

三 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

四 経営強化計画を提出した金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した組織再編成銀行持株会社等を除く。以下この条において同じ。)が基本計画提出金融機関等(前条第一項前段の規定により同項に規定する経営強化計画を提出した金融機関等をいう。以下この章において同じ。)であつて、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第十五条第一項又は第二項の申込みをしたときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画に記載された前条第一項第五号ニに掲げる方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

ロ 経営強化計画を提出した金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した組織再編成銀行持株会社等を含む。)が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関、農水産業協同組合貯金保險法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合又はその財産をもつて債務を完済することができない金融機関等でないこと。

ハ 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、当該経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成でない場合に限る。又は当該金融機関等が協同組織金融機関であるときは、当該金融機関等の存続又は金融組織再編成が当

該金融機関等が主として業務を行つている地域の経済にとって不可欠であると認められる場合として政令で定める場合に該当すること。

ホ 経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成(主務省令で定めるものに限る。)でないときは、当該経営強化計画を提出した金融機関等(当該経営強化計画提出金融機関等でないときは、次のいずれにも適合するものであること。

ト 経営強化計画を提出した金融機関等が第十五条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実の状況の見込みに照らし当該経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

ト 経営強化計画を提出した金融機関等が第十五条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実の状況の見込みに照らし当該経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

ロ 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等であること。

ハ 経営強化計画を提出した金融機関等が第十五条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実の状況の見込みに照らし当該経営強化計画に係る金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと。

ハ 経営強化計画を提出した金融機関等が第十五条第一項の申込みをしたときは、次のいずれにも適合するものであること。

(1) 当該組織再編成銀行持株会社等がその財産をもつて債務を完済することができない金融機関等でないこと。

(2) 当該申込みに係る株式の引受けを受けた当該組織再編成銀行持株会社等がその財産をもつて債務を完済することができない金融機関等でないこと。

二 経営強化計画を提出した金融機関等が基本計画提出金融機関等であつて、当該金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第十五条第一項又は第二項の申込みをしなかつたときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画の実施により当該経営強化計画を提出した金融機関等(当該経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。)又はその子会社等が業務を行つてゐる地域における金融の円滑が阻害されないこと。

七 この項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等(当該株式が株式である場合にあっては当該株式が

口 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等であること。

六 経営強化計画により当該経営強化計画提出金融機関等(当該経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。)又はその子会社等が業務を行つてゐる地域における金融の円滑が阻害されないこと。

他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式等が優先出資である場合にあっては当該優先出資について分割されたり優先出資を含む。第十九条第三項において同じ。又は貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくじられていること。

ハ 経営強化計画を提出した金融機関等により適切に資産の査定がされていること。

二 前項の規定による決定に係る株式等の引受け等が株式の引受けである場合においては、当該株式の引受けは、議決権制限等株式(議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求が可能とされる商法第二百二十二条第四項に規定する議決権制限株式(主務省令で定めるものに限る。)であつて、利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。以下この条及び第十九条第五項において同じ。)の引受けによるものとする。ただし、第十五条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした組織再編成銀行持株会社等若しくはその対象組織再編成金融機関等でないとときは、当該組織再編成銀行持株会社等が基準適合金融機関等でないときには、議決権行使することができる事項について制限のない株式の引受けによることができる。

3 組織再編成銀行持株会社等が第十五条第二項の申込みをした場合において、第一項の規定による決定を受けた協定銀行が協定の定めにより当該組織再編成銀行持株会社等が発行する株式の引受けを行つたときは、当該組織再編成銀行持株会社等は、当該決定に係る経営強化計画に従い、その対象組織再編成子会社に対しても株式等の引受け等を行わなければならない。

4 主務大臣が第一項の規定による決定をした場

り当該決定に係る経営強化計画を提出した金融機関等について、認定経営基盤強化計画（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法）（平成十四年法律第二百九十号。以下この項及び第十九条第四項において「組織再編成促進特別措置法」という。）第七条に規定する認定経営基盤強化計画をいう。第十九条第四項において同

じ。)に係る組織再編成促進特別措置法第三条の認定を受けたものとみなして、組織再編成促進特別措置法第三章及び第四十二条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる組織再編成促進特別措置法の規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとする。

当該金融組織再編成の後においては、当該新たに設立された金融機関等が提出したものとみなす

を発行する場合について、それぞれ準用する。

して、この法律を適用する。

の申込みをした銀行持株会社等」とあるのは第一

十五条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした組織再編成銀行持株会社等と、第六条中「その子会社等を含む。以下

第十条第一項
金融機関等（以下この
金融機能の強化のための特別措置に関する法律
平成十六年法律第号。以下「金融機能強化法」と
いふ）

認定経営基盤強化計画	<p>（以下この項）</p> <p>金融機能強化法第十七条第一項の規定による決定に係る経営強化計画</p>
------------	---

第七条	<p>認定經營基盤強化計画</p> <p>金融機能強化法第十七条第一項の規定による決定 に係る経営強化計画</p>
-----	---

第十二条第四項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第六条
に係る経営強化計画		金融機能強化法第十七条第一項の規定による決定

認定絏営基盤強化計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定による決定 に係る絏営強化計画
------------	-------------------------------------

金融機能強化法第十七条第八項において準用する

第十三条第四項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第六条
		金融機能強化法第十七条第一項の規定による決定

第十三條第六項 認定経営基盤強化計画に係る経営強化計画

に係る経営強化計画

第四十二条第一項 及び第五項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第六条 金融機能強化法第十七条第八項において準用する 金融機能強化法第十七条第一項の規定による決定 に係る経営強化計画
-------------------	------------	---

5 主務大臣が第一項の規定による決定をした場合において、当該決定に係る経営強化計画に係る今
融組織再編成が新たに金融機関等を設立する特定組織再編成であるときは、当該経営強化計画は、

2 農業協同組合連合会が行う金融組織再編成に関する第二条第六項並びに第十六条第一項及び

組合から事業を譲り受ける場合」という。)に限る。」と、第十六条第一項中「金融機関等を除

受ける場合に限る。)の当事者である水産加工業協同組合連合会」とする。

のとする。ただし、経営強化計画の変更が第六条第一項第五号ホ又はヘに掲げる事項の変更

第六号中「に限る。」とあるのは「並びに農業協同組合連合会が農業協同組合法第五十条の二第二

組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合にあつては当該

第十九条 主務大臣が第十七条第一項の規定による決定をした場合における第十六条第一項前

り、財務大臣の同意を得て、第一項の規定によ

項の規定に基づき農業協同組合から同法第十一条第一項第二号及び第三号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項から第九項までの事業の全部又は一部を譲り受けける場合（第十六条第一項及び第二項において「農業

「次に掲げる金融機関等」とあるのは「次に掲げる金融機関等又は金融組織再編成漁業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受けた場合に限る」の当事者

章において「計画提出金融機関等」というのは、第六項若しくは第七項（これらの規定を第五項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出した金融機関等（以下この段、第二項前段若しくは第三項前段又は第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第五項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出した金融機関等（以下この

一 変更後の経営強化計画に記載された第十六
条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定
める基準に適合するものであること。

二 変更後の経営強化計画の実施により前号に
る承認を行うことができる。

協同組合連合会が農業協同組合から事業を譲り受けける場合」という。)に限る。」と、第十六条第一項中「金融機関等を除く。」とあるのは「金融機関等を除き、農業協同組合連合会が農業協同組合から事業を譲り受けける場合にあっては当該農業協同組合連合会を除く。」と、同条第二項中「次に掲げる金融機関等」とあるのは「次に掲げる金融機関等又は金融組織再編成(農業協同組合連合会が農業協同組合から事業を譲り受けける

である漁業協同組合連合会」とする。
水産加工業協同組合連合会が行う金融組織再編成に関する第二条第六項並びに第十六条第一項及び第二項の規定の適用については、第二条第六項第六号中「に限る。」とあるのは、並びに水産加工業協同組合連合会が水産業協同組合法第百条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき漁業協同組合から同法第十一條第一項第三号及び第四号の事業（これ

当該経営強化計画(この項の規定による承認を受けたもの)又は第二十二条第一項の規定による承認を受けたものの変更後(主務省令で定める軽微な変更を除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において

3 漁業協同組合連合会が行う金融組織再編成に
「会」とする。

三項から第五項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合並びに司法第百条第三項において

株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

の規定に基づき漁業協同組合から同法第十一條第一項第三号及び第四号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。)並びに同条第三項から第五項までの事業の全部又は一部を譲り受けける場合並びに同法第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき水産加工業協同組合から同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。)並びに同条第二項から第四項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合(第十六条第一項及び第二項において「漁業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同

合(第十六条第一項及び第二項において「水産加工業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受けた場合」といふ。)に限る。」と、第十六条第一項中「金融機関等を除く。」とあるのは「金融機関等を除き、水産加工業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受けた場合にあつては当該水産加工業協同組合連合会を除く。」と、同条第二項中「次に掲げる金融機関等」とあるのは「次に掲げる金融機関等又は金融組織再編成(水産加工業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受けた場合にあつては当該水産加工業協同組合連合会を除く。」とある。

主務大臣は、第一項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けたときは、第一号から第三号まで、第四号イからホまで、第五号、第六号イ、ロ及びニ(②を除く)並びに第九号に掲げる要件第十七条第一項の規定による決定(第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。)を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた後における経営強化計画の変更がある場合にあつては、第四号口からホまで、第五号ロ並びに第六号ロ及び(1)に掲げる要件を除く。)のすべてに該当する場合に限り、第一項の規定による承認をするも

イ 変更後の経営強化計画に記載された第十一
六条第五号ニに掲げる方策の実施により当
該地域における金融の円滑化が見込まれる
ことその他当該方策が当該地域における経
済の活性化のために適切なものであるこ
と。

ロ 変更後の経営強化計画を提出した計画提
出金融機関等(当該変更後の経営強化計画提
出を含む)が預金保険法第二条第四項に規
定する破綻金融機関、農水産業協同組合時

び第十三条第一項		受けた変更後の経営強化計画	
第七条	金属性能強化法第十九条第五項において準用する	第七条	金属性能強化法第六条
第十三条第四項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画	金融機能強化法第六条
第十三条第六項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画	金融機能強化法第六条
第四十二条第一項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十九条第五項において準用する金融機能強化法第六条	金融機能強化法第六条
及び第五項		を受けた変更後の経営強化計画	を受けた変更後の経営強化計画
第五条第六項	第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第一項の申込みをした銀行持株会社等	第十五条第一項の申込みをした計画提出金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等	前条第一項から第三項までの規定により提出した経営強化計画
第六条	第三条第一項の申込みをした金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。)	第十五条第一項の申込みをした計画提出金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等	前条第一項から第三項までの規定により提出した経営強化計画(第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のものと同一のものとす。
第十七条第六項	当該金融機関等の	当該計画提出金融機関等又はその子会社等の	前条第一項から第三項までの規定により提出した経営強化計画(第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のものを含む。)
第十七条第二項	前条第二項の規定により提出した	前条第二項の規定により提出した	前条第一項から第三項までの規定により提出した経営強化計画(第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のものを含む。)

(金融組織再編成に係る経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等)

第二十条 計画提出金融機関等(経営強化計画を実施している経営強化計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣

に対し、報告を行わなければならない。ただし、協定銀行が当該経営強化計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る協定銀行が協定の定めにより引き受けた株式等(当該株式等が株式である場合にあっては当該株式等が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含み、当該株式等が優先出資である場合にあっては当該優先出資について分割された優先出資を含む)、同項の規定による決定を受けた協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等の完全親会社となつた会社から協定銀行が割当てを受けた株式(当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む)、その他の政令で定める株式等をいう。以下この章において同じ。)又は取得貸付債権(同

項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。)の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けた場合は、この限りでない。

2 第六条の規定は、主務大臣が前項の規定により経営強化計画の履行状況について報告を受けた場合における当該報告について準用する。この場合において、同条中「金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。)とあるのは「計画提出金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。)又はその子会社等」と、「当該金融機関等の」とあるのは「当該計画提出金融機関等又はその子会社等の」と読み替えるものとする。

第二十一条 主務大臣は、協定銀行が第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けるまでの間、同項の規定による決定期に係る経営強化計画の履行状況に照らして必定があると認めるときは、当該経営強化計画の履行を確保するため、その必要な限度において、当該経営強化計画を提出した計画提出金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)に対し、当該経営強化計画の履行状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出、当該経営強化計画に記載された措置であつて当該経営強化計画に従つて実施されて

		<p>「旧経営強化計画」という。)を実施しているものは、旧経営強化計画に代えて、主務省令で定めることにより、当該株式交換等により当該発行組織再編成金融機関等の完全親会社となつた会社と連名で、当該旧経営強化計画に記載された事項(当該旧経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制及び経営管理責任に係る部分を除く。)のほか、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 株式交換等により当該発行組織再編成金融機関等の完全親会社となつた会社における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの</p> <p>二 旧経営強化計画に第十六条第一項第五号口に掲げる事項が記載されているときは、経営強化計画の終期において当該経営強化計画に記載する同項第二号に掲げる目標が達成されない場合における前号に規定する会社の経営管理責任の明確化に関する事項(主務省令で定める基準に適合するものに限る。)</p> <p>三 その他主務省令で定める事項</p> <p>発行組織再編成金融機関等が第一項の規定による認可を受けて株式交換等を行つたときは、当該発行組織再編成金融機関等又はその子会社である計画提出金融機関等であつて、経営計画(前条第三項(次項及び次条第十一項において準用する場合を含む。)の規定、この項の規定又は</p>	
		<p>第六条の規定は主務大臣が第三項の規定により提出を受けた経営強化計画又は前項の規定により提出を受けた経営計画について、第十九条第一項、第三項(ただし書を除く。)及び第五項の規定は当該経営強化計画(この項において準用する同条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する前条第一項の規定による承認を受けたものを含む。以下この項において同じ。)について、前三条の規定は当該経営強化計画又は当該経営計画(この項において準用する前条第三項の規定により協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。</p> <p>八 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等により適切に資産の査定がされていること。</p>	
<p>第十九条第一項</p> <p>主務大臣が第十七条第一項の規定による決定をした場合における第十六条第一項前段、第二項前段若しくは第三項</p>		<p>第六条</p> <p>金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条じ。)</p> <p>当該金融機関等の</p>	
<p>第二十三条第三項の規定により経営強化計画を提出した計画提出金融機関等又はその子会社等の</p>		<p>計画提出金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。)又はその子会社等</p>	
<p>第二十条第一項</p> <p>主務大臣が第十七条第一項の規定による決定をした場合における第十六条第一項前段、第二項前段若しくは第三項</p>		<p>第七号から第九号までに掲げる会社における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定める事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>六 第六条の規定は主務大臣が第三項の規定により提出を受けた経営強化計画又は前項の規定により提出を受けた経営計画について、第十九条第一項の規定による決定第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。)を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた後ににおける経営強化計画の変更である場合にあっては、第四号口からホまで、第五号口並びに第六号口及び二(1)に掲げる要件を除く。)</p> <p>七 この項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する前条第一項の規定による承認を受けたものを含む。以下この項において同じ。)について、前三条の規定は当該経営強化計画又は当該経営計画(この項において準用する前条第三項の規定により協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。</p> <p>八 変更後の経営強化計画に第十六条第一項第五号二に掲げる方策が記載されているときは、当該方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。</p> <p>九 第二十三条第三項又は第四項の規定により経営強化計画又は経営計画を提出した計画提出金融機関等(当該</p>	

<p>協定銀行が当該経営強化計画</p> <p>基本計画提出金融機関等である計画提出金融機関等(当該計画提出金融機関等に係る等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つたものである場合に限り、当該方策を記載したものを除く。)を提出した計画提出金融機関等は</p> <p>第二十三条第三項の規定により経営強化計画(第十六条第一項第五号二に掲げる方策を記載したものに限り、当該方策を記載したものを除く。)を提出した計画提出金融機関等は</p> <p>第二十二条第一項(第十一項において準用する場合を含む。)若しくは次項の規定による承認を受けたもの(第十五条第一項において準用する場合を含む。)又は第五項の規定により提出したもののうち、主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定により提出を受けたもの(第十五条第一項において準用する場合を含む。)を含む。以下この項において「計画関連業務」という。)の全部を承継する他の金融機関等(新たに設立されたものを含む。以下この項において「承継組織再編成金融機関等」という。)であること。</p> <p>2 当該対象組織再編成金融機関等が前号に規定する経営強化計画を実施しているときは、合併等により当該対象組織再編成金融機関等(承継組織再編成金融機関等を含む。)の経営の強化に支障が生じないこと。</p> <p>3 計画関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。</p> <p>4 合併等により当該取得株式等又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。</p> <p>5 その他政令で定める要件</p> <p>2 主務大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の規定による認可をするものとする。</p> <p>(組織再編成金融機関等の合併等の認可等)</p> <p>第二十四条 第十七条第一項の規定による決定を受けた協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた組織再編成金融機関等(この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する承継組織再編成金融機関等を含む。)であつて協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者で</p>	<p>前条第一項</p> <p>基本計画提出金融機関等である計画提出金融機関等(当該計画提出金融機関等に係る等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つたものである場合に限り、当該方策を記載したものを除く。)を提出した計画提出金融機関等は</p> <p>第二十三条第三項の規定により経営強化計画(第十六条第一項第五号二に掲げる方策を記載したものに限り、当該方策を記載したものを除く。)を提出した計画提出金融機関等は</p> <p>第二十二条第一項(第十一項において準用する場合を含む。)若しくは次項の規定による承認を受けたもの(第十五条第一項において準用する場合を含む。)又は第五項の規定により提出したもののうち、主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定により提出を受けたもの(第十五条第一項において準用する場合を含む。)を含む。以下この項において「計画関連業務」という。)の全部を承継する他の金融機関等(新たに設立されたものを含む。以下この項において「承継組織再編成金融機関等」という。)であること。</p> <p>2 当該対象組織再編成金融機関等が前号に規定する経営強化計画を実施しているときは、合併等により当該対象組織再編成金融機関等(承継組織再編成金融機関等を含む。)の経営の強化に支障が生じないこと。</p> <p>3 計画関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。</p> <p>4 経営強化計画に第十六条第一項第五号二に掲げる方策が記載されていないときは、当該経営強化計画の実施により当該承継組織再編成金融機関等又はその子会社等が業務を行つている地域における金融の円滑が阻害されないこと。</p> <p>5 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されることと見込まれること。</p> <p>2 第二項第一号に規定する経営計画を実施している対象組織再編成金融機関等が第一項の規定による認可を受けて合併等を行つた場合において、当該合併等に係る承継組織再編成金融機関等があるときは、当該承継組織再編成金融機関等は、主務省令で定めるところにより、第二十条第三項第一号から第四号までに掲げる事項</p>
--	---

その他主務省令で定める事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。

⁶ 前各項の規定は、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた組織再編成銀行持株会社等の対象組織再編成子会社又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた組織再編成金融機関等

(承継組織再編成金融機関等を含む。)であつて当該組織再編成金融機関等が行う株式交換若しくは株式移転により対象組織再編成金融機関等でなくなつたもの(この項において準用する第二項第一号に規定する他の金融機関等(以下この条において「承継組織再編成子会社」という。)のうち、経営強化計画(第十六条第一項から第三項まで、第十七条第六項若しくは第七項(これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。)前条第三項(第十二項において準用する場合を含む。)若し

くは第九項の規定により提出したもの、第十九条第一項(前条第五項(第十二項において準用する場合を含む。)、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた変更後のもの又は第二条第一項(第十一項において準用する場合を含む。)、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けたもの又は第二十二条第一項(前条

第五項(第十二項において準用する場合を含む。)又は経営計画(第二十二条第三項(前条第五項(第十二項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けたもの)を実施しているものについて準用する場合を含む。)の規定、この項において準用する前項の規定又は第十項の規定により提出したもの(以下この条において「承継組織再編成金融機関等」という。)であることを

う。)を係る営業若しくは事業

を第十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定により提出したもの、第十九条第一項(第十一項において準用する場合を含む。)若しくは次項の規定により承認を受けたもの(以下この条において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けたもの又は第二条第一項(第十一項において準用する場合を含む。)若しくは次項の規定により承認を受けたもの(以下この条において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けたもの(以下この条において「承継組織再編成子会社」とする

を子会社とする銀行持株会社等で

あること

)を

第六項

第六項に規定する

項 第二十二条第三項	第二十二条第一項 基本計画提出金融機関等である	八　変更後の経営強化計画を提出した 計画提出金融機関等により適切に資 産の査定がされていること。
基本計画提出金融機関等でない	協定銀行が当該計画提出金融機関等 のもの	八　変更後の経営強化計画に第十六 条第一項第五号ニに掲げる方策が 記載されていないときは、当該変 更後の経営強化計画の実施により 当該承継組織再編成金融機関等若 しくは承継組織再編成子会社又は これらの子会社等が業務を行って いる地域における金融の円滑が阻 害されないこと。
第五項(同条第六項において準用す る場合を含む。)又は同条	第十六条第一項若しくは第十七条第七 項(第十九条第五項において準用する 場合を含む。)の規定により提出したも の、第十九条第一項の規定による承認 を受けた変更後のもの又はこの項の規 定による承認を受けたもの	第二十四条第三項(同条第六項にお いて準用する場合を含む。)の規定に よる承認を受けた経営強化計画(第 十六条第一項第五号ニに掲げる方策 を記載したものに限る。)を提出した 第二十四条第三項(同条第六項にお いて準用する場合を含む。)の規定若 しくは同条第十一項において準用す る第二十二条第一項の規定による承 認を受けたもの又は第二十四条第十 一項において準用する第十九条第一 項の規定による承認を受けた変更後 のもの
第二十四条第三項(同条第六項にお いて準用する場合を含む。)又は同条	協定銀行が当該経営強化計画に係る 第十七条第一項の規定による決定を 受けて協定の定めにより株式等の引 受け等を行った組織再編成金融機関 等	第二十四条第三項(同条第六項にお いて準用する場合を含む。)の規定若 しくは同条第十一項において準用す る第二十二条第一項の規定による承 認を受けたもの又は第二十四条第十 一項において準用する第十九条第一 項の規定による承認を受けた変更後 のもの

		第六条の規定は主務大臣が第九項の規定により提出を受けた経営強化計画又は第十項の規定により提出を受けた経営計画について、第十九条第一項、第三項(ただし書を除く。)及び第五項の規定は当該経営強化計画(この項において準用する同条第一項の規定による承認を受けたもの又はこの項において準用する第二条第一項の規定による承認を受けたものを	第六条の規定は主務大臣が第九項の規定により提出を受けた経営強化計画又は第十項の規定により提出を受けた経営計画について、第十九条第一項、第三項(ただし書を除く。)及び第五項の規定は当該経営強化計画(この項において準用する第二条第一項の規定による承認を受けたもの又はこの項において準用する第二条第一項の規定による承認を受けたものを
当該経営強化計画	協定銀行が当該計画提出金融機関等	第六条の規定は主務大臣が第九項の規定により提出を受けた経営強化計画又は第十項の規定により提出を受けた経営計画について、第十九条第一項、第三項(これららの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定により提出したもの又は第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいい、この項の規定により提出した経営計画を含む。以下この項において同じ。)	第六条の規定は主務大臣が第九項の規定により提出を受けた経営強化計画又は第十項の規定により提出を受けた経営計画について、第十九条第一項、第三項(これららの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定により提出したもの又は第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいい、この項の規定により提出した経営計画を含む。以下この項において同じ。)
当該経営強化計画等	協定銀行が当該経営強化計画等に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行つた組織再編成金融機関等	第六条の規定は主務大臣が第九項の規定により提出を受けた経営強化計画又は第十項の規定により提出を受けた経営計画について、第十九条第一項、第三項(ただし書を除く。)及び第五項の規定は当該経営強化計画(この項において準用する同条第一項の規定による承認を受けたもの又はこの項において準用する第二条第一項の規定による承認を受けたものを	第六条の規定は主務大臣が第九項の規定により提出を受けた経営強化計画又は第十項の規定により提出を受けた経営計画について、第十九条第一項、第三項(ただし書を除く。)及び第五項の規定は当該経営強化計画(この項において準用する第二条第一項の規定による承認を受けたもの又はこの項において準用する第二条第一項の規定による承認を受けたものを

ぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、そ

れぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第六条		金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。)	対象組織再編成子会社等(当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。)又はその子会社等
第十九条第一項	当該金融機関等の	主務大臣が第十七条第一項の規定による決定をした場合における第十六条第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段又は第十七条第六項若しくは第七項(これらの規定を第五項において準用する場合を含む。)の規定により経営強化計画を提出した金融機関等(以下この章において「計画提出金融機関等」という。)	対象組織再編成子会社等又はその子会社等の
第十九条第三項	及び第七号から第九号までに掲げる要件	、第四号イからホまで、第五号、第六号イ、ロ及び二(2)を除く。)並びに第九号に掲げる要件(第十七条第一項の規定による決定第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。)を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合にあっては、第四号ロからホまで、第五号ロ並びに第六号ロ及び二(1)に掲げる要件を除く。)	計画提出金融機関等(
七	七 変更後の経営強化計画に第十六条第一項第五号ニに掲げる方策が記載されているときは、当該方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであると認められる場合と	協定銀行が当該計画提出金融機関等	計画提出金融機関等(

八	変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等により適切に資産の査定がされていること。	して政令で定める場合でないこと。
八	変更後の経営強化計画に第十六条第一項第五号ニに掲げる方策が記載されていないときは、当該変更後の経営強化計画の実施により当該対象組織再編成子会社等又はその子会社等が業務を行っている地域における金融の円滑が阻害されないこと。	すること。
九	協定銀行が当該経営強化計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行つたものである場合に限る。)	協定銀行が当該計画提出金融機関等
十	協定銀行が当該計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行つた組織再編成金融機関等	協定銀行が当該経営強化計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行つた組織再編成金融機関等

前条第四項	計画提出金融機関等	前条第三項(次項及び次条第十一項において準用する場合を含む。)の規定、この項の規定又は次条第六項において準用する同条第五項の規定により提出したもの	用する場合を含む。)の規定若しくは次条第六項において準用する同条第三項の規定による承認を受けたもの
前条第五項	計画提出金融機関等(当該経営強化計画又は経営計画)	前条第三項(次項及び次条第十一項において準用する場合を含む。)の規定、この項の規定又は次条第六項において準用する同条第五項の規定により提出したもの	前条第三項(次項及び次条第十一項において準用する場合を含む。)の規定、この項の規定又は次条第六項において準用する同条第五項の規定により提出したもの
提出した計画提出金融機関等は	当該計画提出金融機関等又はその子会社等	対象組織再編成子会社等(当該経営強化計画又は経営計画)	対象組織再編成子会社等(当該経営強化計画又は経営計画)
(協同組織中央金融機関の業務の特例等)	当該計画提出金融機関等又はその子会社等	対象組織再編成子会社等(当該経営強化計画又は経営計画)	対象組織再編成子会社等(当該経営強化計画又は経営計画)
第二十五条 協同組織中央金融機関は、協同組織金融機関(当該協同組織中央金融機関の会員であるものに限る。以下この章において同じ。)から該協同組織金融機関(金融組織再編成(協同組織金融機関を当事者とするものに限る。以下この章において同じ。)を行う協同組織金融機関である場合にあっては、当該協同組織金融機関に係る組織再編成金融機関等である協同組織金融機関。以下この章において「対象協同組織金融機関」という。)が発行する優先出資の引受け	又は対象協同組織金融機関に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けに係る申込みを受けた場合において、機構に対し当該引受け又は貸付けに係る信託受益権等取得優先出資等(協同組織中央金融機関が引き受けた優先出資若しくは当該優先出資について分割された優先出資又は協同組織中央金融機関が取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。)のみを信託する信託の受益権又は資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第五項に規定する優先出資若しくは同条第七項に規定する特定社債(取得優先出資等又は取得優先出資等を信託する信託の受益権のみを取得する同条第一項に規定する特定資産として定める同条第四項に	第二十四条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定、同条第十一項若しくは同条第十二項(同項において準用する第五項を含む。)において準用する第十九条第一項の規定による承認を受けたもの	定により提出したもの又は第二十四条第一項若しくは同条第十二項(同項において準用する第五項を含む。)において準用する第十九条第一項の規定による承認を受けたもの

規定する資産流動化計画に従い発行されるものに限る。)であつて政令で定めるものをいう。以下この章及び次章において同じ。)の買取りに係る申込みをしようとするときは、当該引受け又は貸付けに係る申込みをした協同組織金融機関である(金融組織再編成を行う協同組織金融機関である場合にあっては、当該金融組織再編成の当事者である他の協同組織金融機関を含む。)に対し、経営強化計画の提出を求めなければならない。

2 前項の経営強化計画は、次の各号に掲げる協同組織金融機関の区分に応じ当該各号に定める事項のほか、当該協同組織金融機関が同項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをする場合は当該引受け又は貸付けを求める額及びその内容並びに当該引受け又は貸付けが行われる場合における経営責任の明確化に関する事項)を含むものでなければならぬ。

3 協同組織金融機関(次号に掲げるものを除く。)第四条第一項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項その他政令で定める事項

二 金融組織再編成を行う協同組織金融機関 第十六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項(当該協同組織金融機関が前項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをする場合にあっては、当該申込みに係る対象協同組織金融機関に係る同条第一項第五号イ、ロ及びニに掲げる事項を含む。)その他政令で定める事項

協同組織中央金融機関は、金融組織再編成(特定組織再編成を除く。)を行う協同組織金融機関から第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みを受けた場合において、当該金融組織再編成の他の当事者が前項第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出しているとき

は、当該申込みをした協同組織金融機関に対し、当該事項を記載した経営強化計画に代えて、第十六条第一項第一号から第四号まで及び第五号イに掲げる事項、当該引受け又は貸付けを求める額及びその内容その他政令で定める事項を含む経営強化計画の提出を求めることができる。

4 協同組織金融機関が行う金融組織再編成が特定組織再編成であるときは、協同組織金融機関が第一項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該金融組織再編成の当事者である協同組織金融機関が連名で行わなければならない。

(信託受益権等の買取りの申込み等)

第二十六条 機構は、協同組織中央金融機関から平成二十年三月三十一日までに対象協同組織金融機関に係る信託受益権等の買取りの申込みを受けたときは、主務大臣に対し、当該協同組織金融機関と連名で、当該申込みに係る信託受益権等の買取りを行なうかどうかの決定を求めるなければならない。

(経営強化計画等)

第二十七条 協同組織中央金融機関が前条の申込みをする場合には、当該申込みに係る信託受益権等に係る対象協同組織金融機関(当該対象協同組織金融機関が第二十五条第一項の規定により提出した経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成でない場合にあっては、当該金融組織再編成の当事者である他の協同組織金融機関を含む。以下この項において同じ。)は、

一 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第二項第一号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したものであるときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 第十五条第一項第一号から第五号までに掲げる要件に該当すること。

ロ 当該信託受益権等に係る協同組織中央金融機関による優先出資又は貸付債権の取得が当該協同組織金融機関による当該信託受益権等に係る取得優先出資等に係る対象協同組織金融機関が当該信託受益権等に係る対象協同組織金融機関でないときは、第十七条第一項第五号イ及びロに掲げる要件に該当すること。

(三) 経営強化計画を提出した協同組織金融機関

が第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第三項に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものであるときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画に記載された第十六条第一

場合には、当該協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化指導計画(対象協同組織金融機関の経営強化計画の実施についての指導に関する計画をいう。以下この章において同じ。)を主務大臣に提出しなければならない。

一 当該信託受益権等に係る対象協同組織金融機関が前項の規定により提出する経営強化計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が次条第一項の規定による決定を受けて行う経営指導の内容

二 信託受益権等の買取りを求める額及びその内容

三 その他政令で定める事項

(信託受益権等の買取りの決定)

第二十八条 主務大臣は、前条第一項及び第二項の規定により経営強化計画及び経営強化指導計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第二十六条の申込みに係る信託受益権等の買取りを行なうべき旨の決定をするものとする。

一 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第二項第一号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したものであるときは、次のいずれにも適合するものであること。

(2) 当該信託受益権等に係る協同組織中央金融機関による優先出資又は貸付債権の取得が当該協同組織金融機関による当該信託受益権等に係る取得優先出資等に係る対象協同組織金融機関でないときは、第十七条第一項第五号イ及びロに掲げる要件に該当すること。

二 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が当該信託受益権等に係る対象協同組織金融機関でないときは、第十七条第一項第五号イ及びロに掲げる要件に該当すること。

三 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第三項に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものであるときは、次のいずれにも適合するものであること。

四 一 経営強化計画に記載された第十六条第一項の規定により提出した経営強化計画(当該対象協同組織金融機関による優先出資又は貸付債権の取得が当該協同組織金融機関による当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第三項に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものであるときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画に記載された第十六条第一

項の規定により同条第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したものであるとき又は当該取得優先出資等について同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関であるときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画に記載された第十六条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める

規定による承認をするものとする。

- 一 変更後の経営強化計画に記載された第四条の規定による承認をするものとする。

- 一 変更後の経営強化指導計画の実施が当該変更後の経営強化指導計画に係る経営強化計画の実施に資するものであること。

- 二 変更後の経営強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

- 二 変更後の経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。

- 三 経営強化計画の変更その他経営強化指導計画の変更をすることについてやむを得ない事情があること。

- 三 経営強化計画等の履行を確保するための監督上の措置

- 五 前条の規定は、主務大臣が第一項又は第三項の規定による承認をした場合におけるこれらの規定により提出を受けた変更後の経営強化計画又は経営強化指導計画について準用する。

- 六 前条の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画の変更をすることについてやむを得ない事情があること。

- 七 第二十九条の規定は、主務大臣が前項の規定により提出を受けた変更後の経営強化計画の履行状況について報告を受けた場合における当該報告について準用する。

- 八 第二十九条の規定は、主務大臣が第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めに係る協同組織中央金融機関は、第二十七条第二項の規定により提出した経営強化指導計画(この項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画)の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。以下この項において同じ。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならぬこと。

- 九 主務大臣は、前項の規定により変更後の経営強化指導計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、同項の規定によ

3 第五条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定による承認をするものとすること。	四 前条第二項の規定により提出された経営強化指導計画が次のいずれにも適合するものであること。	五 申込みに係る信託受益権等に係る対象協同組織金融機関から前条第一項の規定により提出された経営強化計画の実施に資するものであること。	六 前項の規定による決定を受けた協定銀行が協定の定めにより取得する信託受益権等につき、その処分をし、又は消却若しくは償還を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。	七 第二十九条第一項の規定による決定を受けた協定銀行が協定の定めにより信託受益権等の買取りを行った場合における第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出した協同組織金融機関が業務を行つてゐる地域の信用秩序を損なうおそれいへば、この限りでない。	八 第二十九条第一項第五号ニ掲げる方策又は第十六条第一項第五号ニ掲げる方策が記載されていないときは、当該変更後の経営強化計画の実施により当該計画提出協同組織金融機関が業務を行つてゐる地域における金融の円滑化が見込まれることその他の当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。	九 第二十九条第一項第五号ニ掲げる方策又は第十六条第一項第五号ニ掲げる方策が記載されていないときは、当該変更後の経営強化計画の実施により当該計画提出協同組織金融機関が業務を行つてゐる地域における金融の円滑化が見込まれることその他の当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。		
1 第二十九条第一項の規定による承認を受けた協定銀行が協定の定めにより信託受益権等の買取りを行つた場合における第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出した協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関が業務を行つてゐる地域の信用秩序を損なうおそれいへば、この限りでない。	2 第二十九条第一項の規定による承認を受けた協定銀行が協定の定めにより信託受益権等に係る協同組織中央金融機関から前条第一項の規定により提出された経営強化計画の実施に資するものであること。	3 第二十九条第一項の規定による承認を受けた協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る協同組織中央金融機関は、その実施している経営強化計画又は経営強化指導計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならぬ。ただし、協定銀行が当該経営強化計画又は経営強化指導計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならぬ。ただし、協定銀行が当該経営強化計画又は経営強化指導計画に係る同項の規定による決定を受けた協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は消却若しくは償還を受けた場合は、この限りでない。	4 第二十九条第一項の規定による承認を受けた協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る協同組織中央金融機関は、第二十七条第二項の規定により提出した経営強化指導計画(この項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画)の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を得なければならない。	5 第二十九条の規定は、主務大臣が前項の規定により経営強化計画又は経営強化指導計画の履行状況について報告を受けた場合における当該報告について準用する。	6 第二十九条の規定は、主務大臣が第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めに係る協同組織中央金融機関は、第二十七条第二項の規定により提出した経営強化指導計画(この項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画)の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を得なければならない。	7 第二十九条の規定は、主務大臣が第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めに係る協同組織中央金融機関は、第二十七条第二項の規定により提出した経営強化指導計画(この項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画)の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を得なければならない。	8 第二十九条の規定は、主務大臣が第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めに係る協同組織中央金融機関は、第二十七条第二項の規定により提出した経営強化指導計画(この項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画)の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を得なければならない。	9 第二十九条の規定は、主務大臣が第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めに係る協同組織中央金融機関は、第二十七条第二項の規定により提出した経営強化指導計画(この項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画)の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を得なければならない。
1 第二十九条第一項の規定による承認を受けた協定銀行が協定の定めにより信託受益権等の買取りを行つた場合における第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出した協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関が業務を行つてゐる地域の信用秩序を損なうおそれいへば、この限りでない。	2 第二十九条第一項の規定による承認を受けた協定銀行が協定の定めにより信託受益権等に係る協同組織中央金融機関から前条第一項の規定により提出された経営強化計画の実施に資するものであること。	3 第二十九条第一項の規定による承認を受けた協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る協同組織中央金融機関は、その実施している経営強化計画又は経営強化指導計画の履行状況について報告を受けた場合における当該報告について準用する。	4 第二十九条第一項の規定による承認を受けた協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る協同組織中央金融機関は、第二十七条第二項の規定により提出した経営強化指導計画(この項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画)の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を得なければならない。	5 第二十九条の規定は、主務大臣が前項の規定により経営強化計画又は経営強化指導計画の履行状況について報告を受けた場合における当該報告について準用する。	6 第二十九条の規定は、主務大臣が第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めに係る協同組織中央金融機関は、第二十七条第二項の規定により提出した経営強化指導計画(この項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画)の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を得なければならない。	7 第二十九条の規定は、主務大臣が第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めに係る協同組織中央金融機関は、第二十七条第二項の規定により提出した経営強化指導計画(この項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画)の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の絏営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を得なければならない。	8 第二十九条の規定は、主務大臣が第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めに係る協同組織中央金融機関は、第二十七条第二項の規定により提出した経営強化指導計画(この項の規定による承認を受けた変更後の絏営強化計画)の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の絏営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を得なければならない。	9 第二十九条の規定は、主務大臣が第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めに係る協同組織中央金融機関は、第二十七条第二項の規定により提出した絏営強化指導計画(この項の規定による承認を受けた変更後の絏営強化計画)の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の絏営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を得なければならない。

において、当該経営強化計画又は経営強化指導計画を提出した計画提出協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関に対し、当該経営強化計画又は経営強化指導計画の履行状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出、当該経営強化計画又は経営強化指導計画に記載された措置であつて当該経営強化計画又は経営強化指導計画に従つて実施されていないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができる。(経営強化計画等の実施期間が終了した後の措置)

第三十三条 第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関(当該信託受益権等に係る対象協同組織金融機関(当号若しくは第二号)に定める事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る)は、その実施している経営強化計画(第二十七条第一項若しくはこの項の規定により提出したもの又は第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの)の実施期間が、協定銀行が当該信託受益権等の全部につきその処分をし、又は消却若しくは償還を受けるまでの間に終了する場合には、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。

一 経営計画の期間(三年を超えないものに限る。)

二 経営計画の期間中の収益見通し

三 前号の見通しを達成するための方策

四 責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

五 その他主務省令で定める事項

4 前項に規定する場合において、当該対象協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、当該対象協同組織金融機関が同項の規定により提出する経営計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が行う経営指導の内容その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を新規に定める場合にあつては、第四条第一項第五号に掲げる事項を含む。)その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を新規に定める場合にあつては、第四条第一項第五号に掲げる事項を含む。)の規定により提出したもの又は第三十条第一項第七号に掲げる事項(当該経営強化計画(第二十七条第一項、前条第一項(第七項において準用する場合を含む。)若しくは次項の規定により提出したもの又は第三十条第一項(第七項において準用する場合を含む。)に係る事業の規定により提出を受けた変更後のもの)をいう。)若しくは経営計画(前条第三項(第七項において準用する場合を含む。)又は第五項の規定により提出を受けたもの)に係る事業の規定による承認を受けた変更後のもの)をいう。)の全部を承継する他の協同組織金融機関は、主務省令で定めるところにより、当該経営強化計画を実施するために当該協同組織中央金

融機関が行う経営指導の内容その他の主務省令で定める事項を記載した経営強化指導計画を新たに主務大臣に提出しなければならない。

3 第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関(当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により提出したもの又は第三十条第一項の規定による承認を受けたものに限り記載した経営強化計画を提出したものに限る)は、その実施している経営強化計画(第二十七条第一項の規定により提出したもの又は第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの)の実施期間が、協定銀行が当該信託受益権等に係る対象協同組織金融機関における次項第一号に規定する承継協同組織金融機関を含む。以下この条において「対象協同組織金融機関等」という。)であつて協定銀行が現に保有する当該信託受益権等に係る取得優先出資等に係る発行者又は債務者であるものは、合併等(合併又は営業若しくは事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受けをいう。以下この条において同じ。)を行うとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 前項第一号に規定する経営強化計画を実施している対象協同組織金融機関等が第一項の規定による認可を受けて合併等を行つた場合において、当該合併等に係る承継協同組織金融機関があるときは、当該承継協同組織金融機関は、主務省令で定めるところにより、第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項(当該経営強化計画に同項第五号又は第十六条第一項第五号に掲げる事項が記載されている場合にあっては第四条第一項第七号又は第十六条第一項第五号に掲げる方策が記載されている場合にあつては第四条第一項第七号に掲げる方策を含む。)その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

5 第二十八条第二項の規定は主務大臣が第三項の規定により提出を受けた経営計画について、第二十九条の規定は主務大臣が第一項及び第二項の規定により提出を受けた経営強化計画及び経営強化指導計画又は主務大臣が前二項の規定

により提出を受けた経営計画及び経営指導計画について、前二条の規定は当該経営強化計画若しくは経営計画又は経営強化指導計画若しくは経営指導計画を提出した対象協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関について、それぞれ

協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関(当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五

条第一項の規定により同条第三項に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものに限り記載した経営強化計画を提出したものに限る)は、その実施している経営強化計画(第二十七条第一項の規定により提出したもの又は第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの)の実施期間が、協定銀行が当該信託受益権等に係る対象協同組織金融機関における次項第一号に規定する承継協同組織金融機関を含む。以下この条において「対象協同組織金融機関等」という。)であつて協定銀行が現に保有する当該信託受益権等に係る取得優先出資等に係る発行者又は債務者であるものは、合併等(合併又は営業若しくは事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受けをいう。以下この条において同じ。)を行うとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 前項第一号に規定する経営強化計画を実施している対象協同組織金融機関等が第一項の規定による認可を受けて合併等を行つた場合において、当該合併等に係る承継協同組織金融機関があるときは、当該承継協同組織金融機関は、主務省令で定めるところにより、第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項(当該経営強化計画に同項第五号又は第十六条第一項第五号に掲げる事項が記載されている場合にあっては第四条第一項第七号又は第十六条第一項第五号に掲げる方策が記載されている場合にあつては第四条第一項第七号に掲げる方策を含む。)その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

5 第二項第一号に規定する経営計画を実施して

において「承継協同組織金融機関」という。)であること。

二 当該計画提出協同組織金融機関が前号に規定する経営強化計画を実施しているときは、合併等により当該対象協同組織金融機関等(承継協同組織金融機関を含む。)の経営の強化に支障が生じないこと。

三 計画関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

四 合併等により協定銀行が取得する信託受益権等につき、その処分をし、又は消却若しくは償還を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

五 その他政令で定める要件

3 前項第一号に規定する経営強化計画を実施している対象協同組織金融機関等が第一項の規定による認可を受けて合併等を行つた場合において、当該合併等に係る承継協同組織金融機関があるときは、当該承継協同組織金融機関は、主務省令で定めるところにより、第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項(当該経営強化計画に同項第五号又は第十六条第一項第五号に掲げる事項が記載されている場合にあっては第四条第一項第七号又は第十六条第一項第五号に掲げる方策が記載されている場合にあつては第四条第一項第七号に掲げる方策を含む。)その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

4 承継協同組織金融機関が前項の規定により経営強化計画を提出する場合において、当該承継協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、当該経営

強化計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が行う経営指導の内容その他の主務省令で定める事項を記載した絏営強化指導計画を主務大臣に提出しなければならない。

5 第二項第一号に規定する経営計画を実施して

前条第三項	前条第二項	前条第一項	第二十八条第一項	第二十九条第一項
対象協同組織金融機関	第二十八条第一項の規定による決定を受	第二十九条第一項の規定による決定を受	第二十八条第一項	第二十九条第一項
承継協同組織金融機関	第三十四条第三項又は第五項の規定によ	第三十四条第三項及び第五項の規定によ	第三十五条第一項の規定による決定を受	第三十五条第一項の規定による決定を受
協定銀行が当該信託受益権等	り提出された経営強化計画に係る特定組	り提出された経営強化計画に係る特定組	めの業務のほか、第一条の目的を達成するた	めの業務のほか、第一条の目的を達成するた
協定銀行が当該信託受益権等	出資等について第二十五条第一項の規定によ	出資等について第二十五条第一項の規定によ	め、協定銀行と、金融機関等の自己資本の充実	め、協定銀行と、金融機関等の自己資本の充実
協定銀行が当該信託受益権等	り提出された経営強化計画に係る特定組	り提出された経営強化計画に係る特定組	のための業務の委託に関する協定(以下「協定」)	のための業務の委託に関する協定(以下「協定」)
協定銀行が当該信託受益権等	織再編成により新たに設立されたものに	織再編成により新たに設立されたものに	という。)を締結し、及び当該協定を実施するた	いう。)を締結し、及び当該協定を実施するた
協定銀行が当該信託受益権等	限る。)	限る。)	めの次の業務を行うことができる。	めの次の業務を行うことができる。
協定銀行が当該信託受益権等			一 協定銀行に対し、第三十九条第一項の規定	一 協定銀行に対し、第三十九条第一項の規定
協定銀行が当該信託受益権等			による貸付け又は債務の保証を行うこと。	による貸付け又は債務の保証を行うこと。
協定銀行が当該信託受益権等			二 協定銀行に対し、第四十条の規定による損	二 協定銀行に対し、第四十条の規定による損
協定銀行が当該信託受益権等			失の補てんを行うこと。	失の補てんを行うこと。
協定銀行が当該信託受益権等			三 第四十二条第一項の規定に基づき協定銀行	三 第四十二条第一項の規定に基づき協定銀行
協定銀行が当該信託受益権等			から納付される金銭の収納を行うこと。	から納付される金銭の収納を行うこと。
協定銀行が当該信託受益権等			四 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。	四 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。
協定銀行が当該信託受益権等			五 第二十八条第一項の規定による決定に従い組	五 第二十八条第一項の規定による決定に従い組
協定銀行が当該信託受益権等			織再編成金融機関等に対する劣後特約付金銭	織再編成金融機関等に対する劣後特約付金銭
協定銀行が当該信託受益権等			消費貸借による貸付けを行うこと。	消費貸借による貸付けを行うこと。
協定銀行が当該信託受益権等			六 取得株式等(第十条第一項に規定する取得	六 取得株式等(第十条第一項に規定する取得
協定銀行が当該信託受益権等			株式等又は第二十条第一項に規定する取得株	株式等又は第二十条第一項に規定する取得株
協定銀行が当該信託受益権等			式等をいう。次条において同じ。)の譲渡その他の処分をすること。	式等をいう。次条において同じ。)の譲渡その他の処分をすること。
協定銀行が当該信託受益権等			七 取得貸付債権(第十条第一項に規定する取	七 取得貸付債権(第十条第一項に規定する取
協定銀行が当該信託受益権等			得貸付債権又は第二十条第一項に規定する取	得貸付債権又は第二十条第一項に規定する取
協定銀行が当該信託受益権等			得貸付債権をいう。次条において同じ。)の譲渡その他の処分をすること。	得貸付債権をいう。次条において同じ。)の譲渡その他の処分をすること。
協定銀行が当該信託受益権等			八 第五号の規定による買取りにより取得した	八 第五号の規定による買取りにより取得した
協定銀行が当該信託受益権等			信託受益権等の譲渡その他の処分をするこ	信託受益権等の譲渡その他の処分をするこ
協定銀行が当該信託受益権等			と。	と。
前各号の業務に附帯する業務を行うこと。	九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。			

(協定)

第三十六条 協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 協定銀行は、第五条第一項の規定による決定に従い株式等の引受け等を行うこと。

二 協定銀行は、第十七条第一項の規定による決定に従い株式等の引受け等を行うこと。

三 協定銀行は、第二十八条第一項の規定による決定に従い信託受益権等の買取りを行うこと。

四 協定銀行は、第三十九条第一項の規定による債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、機構に對し、当該締結をしようとする契約の内容についての承認を申請し、その承認を受けること。

五 協定銀行は、第一号の規定による株式等の引受け等を行ったときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。

六 協定銀行は、第二号の規定による株式等の引受け等を行ったときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。

七 協定銀行は、第三号の規定による信託受益権等の買取りを行ったときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。

八 協定銀行は、取得株式等についてこの法律の規定に基づく主務大臣の要請に従い株主又は出資者としての権利行使すること。

九 協定銀行は、取得株式等について議決権その他他の株主又は出資者としての権利行使しようとするととき(前号の要請に従う場合を除く。)は、機構に対し、当該権利行使するごとに、その承認を受けること。

十 協定銀行は、第八号の要請に従い同号の権利行使したとき又は前号の規定による承認を受けて同号の権利行使したときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。

十一 協定銀行は、取得株式等、取得貸付債権の全部とする農水産業協同組合連合会に係るも

又は取得した信託受益権等について、できる限り早期に譲渡その他の処分をするよう努めること。

十二 協定銀行は、取得株式等、取得貸付債権又は取得した信託受益権等について譲渡その他の処分をしようとするときは、機構に対し、当該処分をすること。

十三 協定銀行は、前号の規定による承認を受けた同号の処分をしたときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。

十四 協定銀行は、協定の定めによる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、他の処分をしようとするときは、機構に對し、その承認を受けること。

十五 協定銀行は、前号の規定による承認を受けた同号の処分をしたときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。

十六 協定銀行は、協定を締結したときは、直ちに、その旨を協定銀行に通知しなければならない。

十七 協定銀行は、協定の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

十八 協定銀行は、第五条第六項(第十七条第一項、第十九条第五項及び第二十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたときは、その旨を協定銀行に通知しなければならない。

十九 協定銀行は、協定の内容を主務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

二十 協定銀行は、主務大臣(同号の申請にあつては、主務大臣及び財務大臣)の承認を受けなければならぬ。

二十一 機構は、第三十六条第一項第十号又は第十三号の規定による報告を受けたときは、直ちに、その報告の内容を主務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

二十二 機構は、第十二条の申請の承認をしようとするときは、主務大臣(同号の申請にあつては、主務大臣及び財務大臣)の承認を受けなければならぬ。

二十三 機構は、第三十六条第一項第十号又は第十三号の規定による報告を受けたときは、直ちに、その報告の内容を主務大臣(同号の規定による

のである場合にあつては当該農水産業協同組合連合会の監督を行う都道府県知事を含む。)に報告しなければならない。

(資金の貸付け及び債務の保証)

第三十九条 機構は、協定銀行から協定の定めによる株式等の引受け等又は信託受益権等の買取

りのために必要とする資金その他の協定の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、当該貸付け又は債務の保証を行うこと

ができる。

二十四 機構は、前項の規定により協定銀行との間で同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

二十五 機構は、前項の規定により協定銀行との間で同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

二十六 機構は、前項に規定する資金の借入れ又は債務の発行を行ふ場合における一時的な資金繰りのための発行を行ふ場合において同じ。)をすることができる。

二十七 機構は、前項に規定する資金の借入れ又は債務の発行を行ふ場合において同じ。)をする

ことができる。

二十八 機構は、前項に規定する資金の借入れ又は債務の発行を行ふ場合において同じ。)をする

ことができる。

二十九 機構は、前項に規定する資金の借入れ又は債務の発行を行ふ場合において同じ。)をする

ことができる。

三十 機構は、前項に規定する資金の借入れ又は債務の発行を行ふ場合において同じ。)をする

ことができる。

三十一 機構は、前項に規定する資金の借入れ又は債務の発行を行ふ場合において同じ。)をする

ことができる。

三十二 機構は、前項に規定する資金の借入れ又は債務の発行を行ふ場合において同じ。)をする

ことができる。

三十三 機構は、前項に規定する資金の借入れ又は債務の発行を行ふ場合において同じ。)をする

ことができる。

三十四 機構は、前項に規定する資金の借入れ又は債務の発行を行ふ場合において同じ。)をする

(区分経理)

第四十三条 機構は、金融機能強化業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「金融機能強化勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

(借入金及び預金保険機構債券)

第四十四条 機構は、金融機能強化業務を行ったために必要とする資金その他の協定の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関等その他

の者(日本銀行を除く。)から資金の借入れ(借換えを含む。次項及び次条において同じ。)をし、又は預金保険機構債券(以下この条及び次条において「債券」という。)の発行(債券の借換えのための発行を含む。次項において同じ。)をすることができる。

二十四 機構は、協定を締結したときは、直ちに、その経理については、その他の経理と区分し、

特別の勘定を設けて整理すること。

二十五 機構は、協定の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

二十六 機構は、前項の規定により協定銀行との間で同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

二十七 機構は、前項に規定する資金の借入れ又は債務の発行を行ふ場合において同じ。)をする

ことができる。

二十八 機構は、前項に規定する資金の借入れ又は債務の発行を行ふ場合において同じ。)をする

ことができる。

二十九 機構は、前項に規定する資金の借入れ又は債務の発行を行ふ場合において同じ。)をする

ことができる。

三十 機構は、前項に規定する資金の借入れ又は債務の発行を行ふ場合において同じ。)をする

ことができる。

三十一 機構は、前項に規定する資金の借入れ又は債務の発行を行ふ場合において同じ。)をする

ことができる。

三十二 機構は、前項に規定する資金の借入れ又は債務の発行を行ふ場合において同じ。)をする

ことができる。

三十三 機構は、前項に規定する資金の借入れ又は債務の発行を行ふ場合において同じ。)をする

をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十二条第一項(第二十三条第五項(第二十

十四条第十二項において準用する場合を含む。)並びに第二十四条第十一項及び第十二項

において準用する場合を含む。)の規定による

報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の

報告若しくは資料の提出をした者

五 第三十二条第一項(第三十三条第五項及び

第三十四条第七項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報

告をした者

六 第三十二条(第三十三条第五項及び第三十

四条第七項において準用する場合を含む。)の

規定による報告若しくは資料の提出をせず、

又は虚偽の報告をせず、又は虚偽の報

告をした者

七 第四十二条の規定による報告若しくは資料

の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料

の提出をした者

第六十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした金融機関等の取締役、

執行役又は理事は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第七条第二項又は第八条第二項(これらの規

定を第十七条第八項及び第十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して登記することを怠ったとき。

二 第十二条第一項(第十三条第四項(第十四条

第十二項において準用する場合を含む。)並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)、第十三条第三項(第

四条第十二項において準用する場合を含む。)、第十四条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第十四条第十項、第

十七条第六項若しくは第七項(これらの規定

を第十九条第五項において準用する場合を含む。)又は第三十四条第三項から第六項ま

での規定による提出をせず、又は虚偽の提出

をしたとき。

三 第十三条第一項(第十四条第十二項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項

(同条第七項において準用する場合を含む。)、第十二条第一項(第二十四条第

十二項において準用する場合を含む。)並びに第十二条第一項(第二十三条第五項(第二十四

条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)、第十二条第一項(第二十三

条第三項若しくは第五項(これらの規定

を同条第六項において準用する場合を含む。)、第十二項において準用する場合を含む。)、第二

十四条第三項若しくは第五項(これらの規定

を同条第六項において準用する場合を含む。)、第十二項において準用する場合を含む。)、第二

十四条第七項において準用する場合を含む。)の規定を第三十四条第七項において準用する場合を含む。)、第二十二条第一項(第二

十二条第一項(第二十三条第五項(第二

条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)、第二

十二条第一項(第二十三

条第三項若しくは第五項(これらの規定

を同条第六項において準用する場合を含む。)、第二

十二条第一項(第二十三

条第三項若しくは第五項(これらの規定

四十四条第一項(第四十六条)に改める。

四十七条・第四十八条)に改める。

第二条中第三項から第五項までを削り、第六

項を第三項とし、第七項及び第八項を削る。

第五条第四号中「銀行法第十四条の二その他これに類する」を「銀行法第十四条の二又は第五

十二条の二十五その他これらに類する」に改め

る。

第七条第一項中「(第四項において「金融機関等がその経営基盤強化計画を変更しようとする場合」という。)」を削り、同条第二項を削り、同

条第三項中「第一号及び第二号に」を「次に」に、「第一項」を「前項に改め、同項ただし書及び第三号を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条を第六条とする。

第八条を第七条とし、第九条の前見出しを削り、同条を第八条とし、同条の前に見出しことし、第十一条を削る。

第三章第一節中第十二条を第十条とし、第十

三条を第十一条とする。

第三章第二節を削る。

第十五条第一項中「第八条」を「第七条」に改め、同条第三項中「第三十八条第一項」を「第十六

条第一項」に、「第三十八条第三項」を「第十六

条第三項」に改め、同条第六項中「第八条」を「第七条」に改め、同条第八項中「第四十七条第一

项」を「第二十四条第一項」に、「第四十七条第二

项」を「第二十四条第二項」に改め、同条第十一

项中「優先出資」を「優先出資(協同組織金融機

関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四

十号)に規定する優先出資をいう。次条におい

て同じ。」を「に改め、第三章第三節中同条を第十二条とする。

第十六条第一項中「第八条」を「第七条」に改め、同条第三項中「第四十条第一項」を「第十八

条第一項」に、「第四十条第三項」を「第十八

が優先株式等の引受け等に係る資金援助を行い、かつ、現に当該資金援助に係る取得優先株式等を保有しているものを除くものとし、この項において準用する第六十八条の二第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第二項に規定する会社及びこの項において準用する前条第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。)について」を加える。

「第一百一条第七項中「資金援助について」の下に

「第六十八条の二及び第六十八条の三の規定は当該資金援助(優先株式等の引受け等に係るものに限る)を受けた再承継金融機関(当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関を含む)又は再承継銀行持株会社等(この項において準用する第六十八条の二第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第二項に規定する会社及びこの項において準用する同条第一項の承認を受けた場合における第六十八条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第六十八条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定するこの項において準用する同条第七項又は同条第八項を「又は当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等」を加え、「同条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「第一百一条第六項」と削り、「第六十四条の二第一項及び第四項中「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継銀行持株会社等」と、同条第二項を「第六十四条の二第一項及び第二項中「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継銀行持株会社等」と、同項中「合併等」とあるのは「再承継」と、同条第四項中「合併等(同条第二項第二号)と、当該合併等」とあるのは「再承継(第一百一条第二項第二号)と、当該合併等」とあるのは「再承継」と、同条第五項中「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継銀行持株会社等」とに改める。

第一百二条第一項第一号を次のように改める。

一 金融機関(次号に掲げる金融機関を除く。)当該金融機関の自己資本の充実のため

に行う機構による当該金融機関に対する株式等の引受け又は当該金融機関を子会社(銀行等の引受けたときは、内閣総理大臣に對し、当該銀行信用銀行法第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。以下「第百八条の三までにおいて同じ。)とする銀行持株会社等(第二条第五項と同じ。)と第三号に掲げるものに限る。以下

「第百八条の三までにおいて同じ。)が発行する株式の引受け(以下この章において「第一号措置」という。)

「第百二条第四項中「金融機関」の下に「又は当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等」を加え、「第百五条第一項」を「第百五条第一項又は第二項に改め、同条第五項中「金融機関」の下に「当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等」を

加える。

「第百三三条第一項中「第百五条第三項」を「第百五条第四項に改める。

「第百四条第一項中「次条第一項」を「当該金融機

関及び当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等が次条第一項又は第二項に改め、同条第四項中「認定に係る金融機関」の下に「及び当該金融機

関を子会社とする銀行持株会社等」を加え、「次条第一項」を次条第一項又は第二項に改め、同条

第九項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第五項中「金融機

関、当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等」とあるのは、「金融機関」と読み替えるものとする。

「第百五条第一項中「第一号措置に係る申込み」を

「第一号措置(当該金融機関に対する株式等の引受

け等に限る。以下この項において同じ。)に係る申

込み」に、「次項、第三項、第六項及び第七項」を

「第三項から第六項まで」に、「並びに」を「及び」に

改め、同条第二項を次のように改める。

2 機構は、第一号措置に係る認定が行われた場

合において、当該認定に係る金融機関を子会社

とする銀行持株会社等から第百二条第四項の規

定により定められた期限内に第一号措置(当該

銀行持株会社等が発行する株式の引受けに限り。以下この項において同じ。)に係る申込みを受けたときは、内閣総理大臣に對し、当該銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る第一号措置を行なうかどうかの決定を求めなければならない。

「第百五条第四項及び第五項を削り、同条第三項中「第一項の申込みに係る第一号措置」を「第一項中「第一項の申込みに係る第一号措置」に改め、同項第一号中「第一項の申込みに係る取得株式等又は第二項の申込みに係る第一号措置」を「第一項中「第一項の申込みに係る第一号措置」に改め、同項第一号中「第一項の申込みに係る第一号措置」を「第一項中「第一項の申込みをした金融機関又は第二項の申込みをした金融機関を子会社とする銀行持株会社等」に改め、同項を同条第六項に「又は第二項」を加え、「当該金融機関を「第一項に改め、同条第五項中「金融機関」の下に「当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等」を

加え、「当該申込みをした金融機関」を「第一項中「第一項の申込みをした金融機関又は第二項の申込みをした金融機関」に改め、同項を同条第八項に「又は第二項」を加え、「当該申込みをした金融機関」を「第一項に改め、同条第七項を同条第八項とする。

「第百六条第一項中「前条第一項の申込みが株式の引受けに係るものである場合」を「前条第一項又は第二項の申込みがあつた場合(同条第一項の申込みがあつた場合には、当該申込みが株式の引受けに係るものである場合に限る。)に、「同条第二項」を「同条第四項」に改め、「決定において」の下に「当該決定を受けた銀行等又は当該決定を受けた銀行持株会社等若しくはその対象子会社の」を加え、同条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、「銀行等の下に「又は当該決定を受けた銀行持株会社等若しくはその対象子会社」を加え、同条第四項中「当該銀行等」を「当該銀行等又は対象子会社」に、「及び前条第三項」を「前条第七項」を「前条第六項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

「第百七条第一項中「第百五条第三項の規定による決定」を「第百五条第四項の決定」に改め、同条

みをした場合にあつては、当該銀行持株会社等の経営体制を含む。の確立のための方策その他の政令で定める方策を定めた経営健全化計画(経営の健全化のための計画をいう。以下この章において同じ。)を提出しなければならない。

この場合において、同項の申込みをする銀行持株会社等の対象子会社は、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

「第百五条第六項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「当該金融機関」を「第一項に改め、同条第八項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「当該申込みをした金融機関又は第二項の申込みをした金融機関を子会社とする銀行持株会社等」に改め、同項を同条第六項に「又は第二項」を加え、「当該申込みをした金融機関又は第二項の申込みをした金融機関」を「第一項に改め、同条第五項中「金融機関」の下に「当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等」を

加え、「当該申込みをした金融機関」を「第一項中「第一項の申込みをした金融機関又は第二項の申込みをした金融機関」に改め、同項を同条第八項に「又は第二項」を加え、「当該申込みをした金融機関」を「第一項に改め、同条第七項を同条第八項とする。

「第百六条第一項中「前条第一項の申込みが株式の引受けに係るものである場合」を「前条第一項又は第二項の申込みがあつた場合(同条第一項の申込みがあつた場合には、当該申込みが株式の引受けに係るものである場合に限る。)に、「同条第二項」を「同条第四項」に改め、「決定において」の下に「当該決定を受けた銀行等又は当該決定を受けた銀行持株会社等若しくはその対象子会社の」を加え、同条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、「銀行等の下に「又は当該決定を受けた銀行持株会社等若しくはその対象子会社」を加え、同条第四項中「当該銀行等」を「当該銀行等又は対象子会社」に、「及び前条第三項」を「前条第七項」を「前条第六項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

「第百七条第一項中「第百五条第三項の規定による決定」を「第百五条第四項の決定」に改め、同条

銀行持株会社等が発行する株式の引受けに限り。以下この項において同じ。)に係る申込みを受けた場合は、内閣総理大臣に對し、当該銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る第一号措置を行なうかどうかの決定を求めなければならない。

「第百五条第四項及び第五項を削り、同条第三項中「第一項の申込みに係る第一号措置」を「第一項中「第一項の申込みに係る第一号措置」に改め、同項第一号中「第一項の申込みに係る第一号措置」を「第一項中「第一項の申込みをした金融機関又は第二項の申込みをした金融機関を子会社とする銀行持株会社等」に改め、同項を同条第六項に「又は第二項」を加え、「当該申込みをした金融機関又は第二項の申込みをした金融機関」を「第一項に改め、同条第五項中「金融機関」の下に「当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等」を

加え、「当該申込みをした金融機関」を「第一項中「第一項の申込みをした金融機関又は第二項の申込みをした金融機関」に改め、同項を同条第八項に「又は第二項」を加え、「当該申込みをした金融機関」を「第一項に改め、同条第七項を同条第八項とする。

「第百六条第一項中「前条第一項の申込みが株式の引受けに係るものである場合」を「前条第一項又は第二項の申込みがあつた場合(同条第一項の申込みがあつた場合には、当該申込みが株式の引受けに係るものである場合に限る。)に、「同条第二項」を「同条第四項」に改め、「決定において」の下に「当該決定を受けた銀行等又は当該決定を受けた銀行持株会社等若しくはその対象子会社の」を加え、同条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、「銀行等の下に「又は当該決定を受けた銀行持株会社等若しくはその対象子会社」を加え、同条第四項中「当該銀行等」を「当該銀行等又は対象子会社」に、「及び前条第三項」を「前条第七項」を「前条第六項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

「第百七条第一項中「第百五条第三項の規定による決定」を「第百五条第四項の決定」に改め、同条

銀行持株会社等が発行する株式の引受けに限り。以下この項において同じ。)に係る申込みを受けた場合は、内閣総理大臣に對し、当該銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る第一号措置を行なうかどうかの決定を求めなければならない。

行つた銀行持株会社等の対象子会社(次条第四項に規定する承継子会社を含む。)であるものは、その実施している経営健全化計画(第一百五条第三項の規定、この項の規定又は次条第四項において準用する同条第三項の規定により提出したもの)をいう。)に代えて、当該経営健全化計画に記載された方策(当該経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。)のほか、当該株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となつた会社ににおける責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を記載した経営健全化計画を、当該株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となつた会社と連名で、内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 前条の規定は、内閣総理大臣が前項の規定により提出を受けた経営健全化計画について準用する。この場合において、同条第二項中「金融機関(第一百五条第三項の規定により)」とあるのは、「経営健全化計画を第百八条の二第三項の規定により提出した金融機関(当該」と読み替えるものとする。

(第一号措置に係る組織再編成の認可)

第五百八条の三 第五百条第四項の決定に従い機構が株式等の引受け等を行つた金融機関(この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する承継金融機関を含む。)であつて機構が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの(以下この条において「対象金融機関」という。)は、合併、会社の分割、会社の分割による營業の承継又は營業譲渡(以下この条において「組織再編成」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣(当該対象金融機関が労働金庫連合会である場合は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。次項及び第五十条第一項において同じ。)の認可を受けなければならぬ。

2 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに

該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。

一 組織再編成の後において機構が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関であること又は当該対象金融機関が実施している経営健全化計画(第一百五条第三項又は次項の規定により提出したもの)をいう。)に係る営業(以下この項において「経営健全化関連業務」という。)の全部を承継する他の金融機関(新たに設立されるものを含む。以下この条において「承継金融機関」という。)であること。

二 組織再編成により当該対象金融機関(承継金融機関を含む。)の経営の健全化が阻害されないこと。

三 経営健全化関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

四 組織再編成により当該取得株式等又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないことを。

五 その他政令で定める要件

3 対象金融機関が第一項の認可を受けて組織再編成を行つた場合において、当該組織再編成に係る承継金融機関があるときは、当該承継金融機関は、経営の合理化のための方策、責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を定めた経営健全化計画を内閣総理大臣(当該承継金融機関が労働金庫連合会である場合は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。第八項において同じ。)に提出しなければならない。

4 前項の規定は、第五十条第四項の決定に従い機構が株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社又は同項の決定に従い機構が株式を含む。)であつて当該金融機関が行う株式交換

若しくは株式移転により対象金融機関でなくなりたるもの(承継子会社(この項において準用する第二項第一号に規定する他の金融機関をいう。)以下この条において同じ。)を含む。以下この条において「対象子会社等」という。)のうち、経営健全化計画(第一百五条第三項の規定、前条第三項(第八項において準用する場合を含む。)の規定により提出したもののをいう。)に係る営業

一 組織再編成の後において機構が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関であること又は当該対象金融機関が実施している経営健全化計画(第一百五条第三項又は次項の規定により提出したもの)をいう。)に係る営業

(以下この項において「経営健全化関連業務」という。)の全部を承継する他の金融機関(新たに設立されるものを含む。以下この条において「承継金融機関」という。)であること。

二 組織再編成により当該対象金融機関(承継金融機関を含む。)の経営の健全化が阻害されないこと。

三 経営健全化関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

四 組織再編成により当該取得株式等又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないことを。

五 その他政令で定める要件

5 対象金融機関以外の発行金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等が第五項の認可を受けて組織再編成を行つた場合において、前項第一号に規定する他の銀行持株会社等があるときは、当該発行金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等に係る対象子会社等は、その経営健全化計画に記載された方策(当該経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。)のほか、当該他の銀行持株会社等における責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を記載した

第八項において準用する同条第二項第一号に規定する会社であつて、機構が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの(以下この条において「組織再編成後発行銀行持株会社等」という。)を含む。次項において同じ。)は、組織再編成を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

6 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。

一 組織再編成の後において機構が保有する取得株式等である株式の発行者となる会社が当該発行金融機関等であることは当該発行金融機関等に係る対象子会社等を子会社とする他の銀行持株会社等(新たに設立されるものを含む。)であること。

二 組織再編成により当該発行金融機関等(前号に規定する他の銀行持株会社等を含む。)の経営管理が阻害されないこと。

三 組織再編成により当該取得株式等である株式の処分をすることが困難になると認められる場合でないこと。

四 その他政令で定める要件

7 対象金融機関以外の発行金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等が第五項の認可を受けて組織再編成を行つた場合において、前項第一号に規定する他の銀行持株会社等があるときは、当該発行金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等に係る対象子会社等は、その経営健全化計画をいう。)に代えて、当該経営健全化計画に記載された方策(当該経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。)のほか、当該他の銀行持株会社等における責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を記載した

連名で、内閣総理大臣に提出しなければならぬ

「融機関」を「金融機関等」に改める。

び第一百一条第七項において準用する場合を含

ものとみなす。この場合において、当該銀行等

8 第百八条第一項の規定は内閣総理大臣が第三

第一百四十六条第一号中「第六十四条の二第四項〔」を「第六十四条の二第五項（第六十八条の二第五

項、第四項において準用する場合を含む。)又は前項の規定により提出を受けた経営健全化計画について、同条第二項の規定はこれらの経営健全化計画を提出した金融機関(これらの経営健全化計画を連名で提出した銀行・持株会社等を含む。)について、前条の規定は承継金融機関である。

百八条の三第八項において準用する場合を含む。」に改める。

2
新法第六十八条の三(新法第六十九条第四項
及び第百一条第七項において準用する場合を含む)又は第百八条の三の規定は、施行日以後に行われる組織再編成(新法第六十八条の三第一項に規定する組織再編成又は新法第一百八条の三

第百五条の第三項中「第百五条第三項」を「第百五条第四項」に改める。
（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第三条 この法律の施行の際現に改正前の預金保

第五条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

とあるのは、第百八条の三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定、同条第七項の規定又は同条第八項において準用する第百八条の二第三項の規定により提出したもの」と焼み替へるやうとする。

する場合を含む。)又は同条第七項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をしたとき。
四 第百七条の三第二項又は第一百七条の四第二項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

陰法(以下この条において「旧法」という。)第百五条第三項の決定に従い預金保険機構が旧法第二条第九項に規定する株式等の引受け等を行つた銀行等(同条第五項第五号に規定する銀行等をいう。以下この条において同じ。)であつて、当該銀行等が行つた株式交換又は株式移転により当該銀行等の完全親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。)となつた銀行持株会社等(旧法第二条第五項第一号又は第三号に掲げる者をいう。)の子会社(銀行法昭和五十六年法律

(社等に限る。)」に、「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正)

第六条 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十一年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「金融機関」を「銀行持株会社等に限る。」に、「金融機関」を「銀行持株会社等に限る。」に改める。

第二十三条中「第四条第七項」を「第四条第六項」に改める。

(施丁明日) 附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

五百三十九条第一項等が銀行又は銀行持株会社(第一項を除く)に規定する銀行持株会社をいふ。」に五項第一号に規定する銀行持株会社をいふ。」に改め、「長期信用銀行の下に「又は長期信用銀行持株会社(第二条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社をいふ。」)を加え、「当該金融機関からを「当該金融機関等からに「当該金融機関の業務」を「当該金融機関等の業務」に改め、同条第三項中「金融機関」を「金融機関等」に改める。

第二条 改正後の預金保険法（以下「新法」とい
う。）第六十八条の二（新法第六十九条第四項及

第一類第五號 財務金融委員會議錄第十四號

委員会議録第十四号

平成十六年三月三十一日

等からの申請に係る株式等の引受け等が劣後特約付社債又は劣後特約付金銭消費貸借を含むものであるときは、当該劣後特約付社債若しくは劣後特約付金銭消費貸借の額又はその合計額が、主務省令で定めるところにより算定した株式又は優先出資の引受けに係る額を超えることとなること。

2 金融再生委員会は、資本の増強に係る早期是正措置を講じた過少資本の金融機関等について、適正な債権の償却のため必要があると認める場合は、第四条第二項の申請に係る株式等の額を超えて前項の規定による同条第三項の承認をすることができる。

(自己)資本比率の算定に係る有価証券の評価

第七条 発行金融機関等の第四条第二項の申請に係る自己資本比率の算定においては、その保有する有価証券(満期まで保有するものを除く。)の評価は、主務省令で定めるところにより、時価により行うものとする。

第七条の二を削る。

第八条各号別記以外の部分中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「内閣府令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第三号中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第四号中「内閣府令」を「金融再生委員会規則」に、「第七条第一項第三号イからハまでに」を「次に」に改め、同号に次のように加える。

イ 経営の合理化のための方策

ロ 経営責任の明確化のための方策

ハ 株主責任の明確化のための方策

第八条の二を削る。

第九条の見出し中「減少等」を「減少」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定により資本の減少の実施を条件とする」を「第六条の規定により」に、「においては、当該資本の減少について」を「において、発行金融機関等又は被引受け実施金融機関等が資本の減少を行うときは」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項の規定により資本の減少の実

等からの申請に係る株式等の引受け等が劣後特約付社債又は劣後特約付金銭消費貸借を含むものであるときは、当該劣後特約付社債若しくは劣後特約付金銭消費貸借の額又はその合計額が、主務省令で定めるところにより算定した株式又は優先出資の引受けに係る額を超えることとなること。

2 金融再生委員会は、資本の増強に係る早期是正措置を講じた過少資本の金融機関等について、適正な債権の償却のため必要があると認める場合は、第四条第二項の申請に係る株式等の額を超えて前項の規定による同条第三項の承認をすることができる。

(自己)資本比率の算定に係る有価証券の評価

第七条 発行金融機関等の第四条第二項の申請に係る自己資本比率の算定においては、その保有する有価証券(満期まで保有するものを除く。)の評価は、主務省令で定めるところにより、時価により行うものとする。

第七条の二を削る。

第八条各号別記以外の部分中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「内閣府令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第三号中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第四号中「内閣府令」を「金融再生委員会規則」に、「第七条第一項第三号イからハまでに」を「次に」に改め、同号に次のように加える。

イ 経営の合理化のための方策

ロ 経営責任の明確化のための方策

ハ 株主責任の明確化のための方策

第八条の二を削る。

第九条 発行金融機関等の第四条第二項中「前項の五条を加える。(経営健全化計画の履行を確保するための措置等)

第十九条 金融再生委員会(当該被引受け実施金融機関等が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては金融再生委員会及び厚生労働大臣とし、当該被引受け実施金融機関等が一つの都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農水産業協同組合連合会等である場合にあつては金融再生委員会、農林水産大臣及び当該農水産業協同組合連合会等の監督に係る都道府県知事とし、当該被引受け実施金融機関等がその他の農水産業協同組合連合会

施を条件とする第四条第三項の承認がなされた場合であつて「を「前項に規定する資本の減少が」に改め、同項を同条第二項とする。

第十条第三項及び第四項並びに第十三条第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項中(平成十三年法律第九十三号)を削り、農林水産大臣及び内閣総理大臣を「金融再生委員会及び農林水産大臣」に改める。

第二十四条第一項第二号中「第五条第四項又は」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第五条第四項の規定による報告書を提出せしめ、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

第二十五条を第二十五条规定とする。

第二十六条を第二十七条规定とする。

第二十三条中「第四条第七項」を「第四条第六項」に改め、同条を第二十六条规定とする。

第二十二条第二項中「第二条第四項から第六項まで」を「第二条第三項から第五項まで、第六条第一項第六号及び第七条」に改め、第四章中同条を第二十五条とする。

第二十条及び第二十一条を削る。

第十九条を第二十四条とし、第四章中同条の前に次の五条を加える。

(経営健全化計画の履行を確保するための措置等)

第二十条 金融再生委員会は、被引受け実施金融機関等の経営の健全性の確保のため必要があると認めるときは、当該被引受け実施金融機関等の取締役(銀行以外の被引受け実施金融機関等にあっては、理事長、副理事長又は理事)の解任を命ずることができる。(資産の売却命令)

第二十一条 金融再生委員会は、被引受け実施金融機関等の経営の健全性の確保のため必要があると認めるときは、当該被引受け実施金融機関等に対し、回収不能となる危険性のある資産を機構に売却するよう命ずることができるものとする。

2 前項の規定により資産の売却の命令を行われたときは、金融機能の再生のための緊急措置に關する法律(平成十年法律第百三十二号。以下「金融機能再生緊急措置法」という。)第五十三条第二項第三号の資産の買取りの申込みとみなして、金融機能再生緊急措置法第三十六条第一項各号に掲げる要件のすべてに該当すると認めるときは、当該著しい

融機関等がその他の農水産業協同組合連合会等である場合にあつては金融再生委員会及び農林水産大臣とする。次項、次条第一項及び第二十三条第一項において同じ。は、協定銀行が取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又はその返済を受けるまでの間、被引受け実施金融機関等に対し、第五条第一項の規定により提出を受けた計画の履行を確保するため、銀行法その他これに類する法令の定めるところにより、業務の一部の停止その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

2 金融再生委員会は、被引受け実施金融機関等に対し、協定銀行が取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又はその返済を受けるまでの間において、第五条第一項に規定する経営の健全化のための計画が履行されていないと認めるとき又は協定銀行が保有する優先株式に対する利益若しくは協定銀行が有する優先出資に対する剩余金の配当を確保することが困難であると認めるときは、当該被引受け実施金融機関等の取締役(銀行以外の被引受け実施金融機関等にあっては、理事長、副理事長又は理事)の解任を命ずることができる。

(資産の売却命令)

第二十二条 被引受け実施金融機関等である銀行は、第四条第三項の承認に係る株式等の引受け等が行われた後、株式を発行する場合においては、金融再生委員会規則で定めるところにより、金融再生委員会に届け出なければならぬ。

(新株発行の届出)

第二十三条 金融再生委員会は、著しい過少資本の金融機関等の特別公的管理等

第二十四条 金融再生委員会は、著しい過少資本の金融機関等が、その業務の収益性等に照らし、その経営を維持することができないと認める場合であつて、金融機能再生緊急措置法第八条第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該著しい過少資本の金融機関等に対し、同項に規定する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分(次項において「管理を命ずる処分」という。)をすることができる。

2 前項の規定により管理を命ずる処分が行われたときは、当該著しい過少資本の金融機関等を金融機能再生緊急措置法第一条第五項の被管理金融機関とみなして、金融機能再生緊急措置法を適用する。

3 金融再生委員会は、著しい過少資本の金融機関等である銀行が、その業務の収益性等に照らし、その経営を維持することができないと認める場合であつて、金融機能再生緊急措置法第三十六条第一項各号に掲げる要件のすべてに該当すると認めるときは、当該著しい

緊急措置法第五十五条第三項の規定は、適用等である場合にあつては金融再生委員会及び農林水産大臣とする。

第二十二条 資本の増強に係る早期是正措置が講じられた金融機関等は、当該早期是正措置が講じられた後二月以内に必要な資本の増強を行わないときは、第四条第二項の規定による申込みを行うとともに、同項の規定による申請を行わなければならない。

第二十三条 資本の増強に係る早期是正措置が講じられた金融機関等は、当該早期是正措置が講じられた後二月以内に必要な資本の増強を行わないときは、第四条第二項の規定による申込みを行うとともに、同項の規定による申請を行わなければならない。

過少資本の金融機関等である銀行につき、同項に規定する特別公的管理の開始の決定(次項において「特別公的管理開始決定」という)をすることができる。

4 前項の規定により特別公的管理開始決定が行われたときは、当該著しい過少資本の金融機関等である銀行を金融機能再生緊急措置法第二条第八項の特別公的管理銀行とみなして、金融機能再生緊急措置法を適用する。

(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の廃止)

第三条 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第二百九十九号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に決定された第一条の規定による改正前の金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(以下「旧金融機能再生緊急措置法」という。)

第五十五条第一項の申込み又は入札に係る資産の買取り(旧金融機能再生緊急措置法第五十三条第一項第二号の特定協定銀行が預金保険機構の委託を受けて行うものを含む。)については、

旧金融機能再生緊急措置法第五十三条第二項第三号及び第四号、第五十五条並びに第五十六条の規定は、なおその効力を有する。

(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(以下「新金融機能早期健全化法」という。)第五条第一項の規定は、廃止する。

四項及び第五項、第十九条、第二十条並びに第二十二条の規定は、新金融機能早期健全化法第

四条第三項の承認に係る同条第二項に規定する株式等の発行等以下「新金融機能早期健全化法」という。)を行なう金融機関等について適用し、第二条の規定による改正

前の金融機能の早期健全化のための緊急措置に規定する株式等の発行等を行なう金融機

関等について適用し、第二条の規定による改正

あつて新金融機能早期健全化法による株式等の発行等を行つてないものについては、なお從

前の例による。

第三条 旧金融機能早期健全化法第六条第一項の規定により預金保険機構がした資金の借入れ又は預金保険機構債券の発行は、新金融機能早期健全化法第十六条第一項の規定により預金保

險機構がした資金の借入れ又は預金保険機構債券の発行とみなす。

2 新金融機能早期健全化法第六条第一項の規定に基づく国会の議決がなされるまでの間においては、同項「国会の議決を経た金額」とあるのは、「二十五兆円」とする。

(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の廃止に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行前に第三条の規定による法律(以下「旧金融機能再生緊急措置法」という。)第三条の規定に基づき主務大臣に提出された同条の経営基盤強化計画に係る経営基盤強化(旧組織再編成促進特別措置法)といふ。)については、なお從前の例による。

(政令への委任)

第六条 この法律の施行前に第三条の規定による法律(以下「旧金融機能再生緊急措置法」という。)第三条の規定に基づき主務大臣に提出された同条の経営基盤強化計画に係る経営基盤強化(旧組織再編成促進特別措置法)といふ。)については、なお從前の例による。

(政令での定め)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(関係法律の整理)

第八条 この法律の施行に伴い必要な関係法律の整理については、別に法律で定める。

理由

最近の社会情勢にかんがみ、我が国の金融機能の早期健全化及び破綻金融機関の的確な処理を図るために、金融機関等の資本の増強に関する緊急措置に係る期限を延長し、金融再生委員会による株式等の引受け等の承認の要件を明確化するとともに、適正な資産の査定及び会計処理による金融機関の経営の健全化を促進し、金融整理管財人による管理、破綻した金融機関の業務承継及び特

別公的管理等に係る期限を延長し、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法を廃止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

3 施行日前に合併により新たに設立され、若しくは合併し、又は営業若しくは事業の全部を譲り受けた金融機関等(旧組織再編成促進特別措置法第二条第一項に規定する金融機関等をいう。)についての旧組織再編成促進特別措置法第五章第一節の規定の適用については、なお從前の例による。

4 施行日前に締結された合併契約又は営業譲渡契約若しくは事業譲渡契約に係る合併又は営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受けについての旧組織再編成促進特別措置法第五章第二節及び第三節並びに第六十四条の規定の適用については、なお從前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に第三条の規定による法律(以下「旧金融機能再生緊急措置法」という。)第三条の規定に基づき主務大臣に提出された同条の経営基盤強化計画に係る経営基盤強化(旧組織再編成促進特別措置法)といふ。)については、なお從前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(目的)

第一条 この法律は、金融再生委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

附則

第一章 総則

第二章 金融再生委員会

第一節 通則

第二章 金融再生委員会

るため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する調査、企画及び立案すること。

二 金融整理管財人による管理、特別公的管理その他の金融機関の破綻の処理等に関すること。

三 国内金融に関する制度の企画及び立案であること。(証券取引委員会の所掌に属するものを除く。)

四 第十四号イからタまでに掲げる者の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。

五 銀行業、信託業(担保付社債に関する信託事業を含む。以下同じ。)及び無尽業の免許に関すること。

六 銀行持株会社の認可に関すること。

七 信用金庫及び労働金庫の事業の免許に関すること。

八 生命保険業及び損害保険業の免許に関すること。

九 保険持株会社の認可に関すること。

十 貸金業を営む者の登録に関すること。

十一 抵当証券業を営む者の登録に関すること。

十二 抵当証券保管機構の指定に関すること。

十三 商品投資販売業、特定債権等譲受業、小口債権売却業及び不動産特定共同事業を営む者の許可に関すること。

十四 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。

イ 銀行業、信託業又は無尽業を営む者

ロ 銀行持株会社

ハ 信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫その他の預金又は貯金の受け入れを業とする民間事業者

二 信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会

ホ 生命保険業又は損害保険業を営む者

へ 保険持株会社

ト 船主相互保険組合

チ 火災共済協同組合及び中小企業等協同組合

合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合

連合会

リ 貸金業を営む者

ヌ 特定金融会社等(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。)

ヲ 抵当証券業を営む者

ワ 商品投資販売業を営む者

カ 特定債権等譲受業又は小口債権販売業を営む者

メ 不動産特定共同事業を営む者

タ 確定拠出年金運営業を営む者

ヨ 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務

リ 貸金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第五十九条第二項に規定する合併等をいう。)の適格性の認定及びあつせんを行うこと。

十五 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務

十六 預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第五十九条第二項に規定する合併等をいう。)の適格性の認定及びあつせんを行うこと。

十七 農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等(農水産業協同組合貯金保険法(昭和四八年法律第五十三号)第六十一条第二項に規定する合併等をいう。)の適格性の認定及びあつせんを行うこと。

十八 保険契約者保護機構による資金援助に係る保険契約の移転等(保険業法(平成七年法律第一百五号)第二百六十条第一項に規定する保険契約の移転等をいう。)の適格性の認定及び保険契約の引受けの適格性の認定を行うこと。

と。

二十 日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に関する事。

二十一 準備預金制度に関する事。

二十二 金融機関の金利の調整に関する事。

二十三 損害保険料率算出団体の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事。

二十四 自動車損害賠償責任共済に関する事。

二十五 前払式証票の規制に関する事。

二十六 金融に係る知識の普及に関する事。

二十七 勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関する事。

二十八 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十号)第五章の規定に基づいて、届出及び通知を受けた事項並びに提供を受けた情報の整理及び分析並びに疑わしい取引に関する情報の提供を行う事。

二十九 所掌事務に係る国際協力に関する事。

三十 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行う事。

三十一 金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策に関する企画及び立案並びに推進に関する事(証券取引委員会の所掌に属するものを除く。)。

三十二 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき金融再生委員会に属させられた事務

(委員長)

第五条 金融再生委員会は、委員長及び委員四人

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第七条 委員は、経済、金融又は法律に関する専門知識と経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する。

第八条 委員の任期は、別に法律で定める金融再生委員会の廃止の日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができること。

三 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

四 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることはない。

一 破産の宣告を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 金融再生委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(委員の罷免)

第十条 内閣総理大臣は、委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

(委員の服務等)

第十二条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の代表する。

役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

4 委員の給与は、別に法律で定める。

(会議)

第十二条 金融再生委員会は、委員長が招集する。

2 委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができる。

3 金融再生委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 金融再生委員会が第九条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

(規則の制定)

第十三条 金融再生委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、金融再生委員会規則を制定することができる。

(事務局)

第十四条 金融再生委員会の事務を処理させるため、金融再生委員会に事務局を置く。

(関係行政機関との協力等)

第十五条 金融再生委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、日本銀行、預金保険機構その他の者に対する連絡をとるものとする。

3 金融再生委員会は、必要に応じ、日本銀行又は預金保険機構の役員又は職員の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

第二節 金融庁

(設置)

第十六条 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、金融再生委員会に金融庁を置く。

第十七条 金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務とする。

2 金融庁の長は、金融庁長官とする。

(所掌事務)

第十八条 金融庁は、前条第一項の任務を達成するため、第四条第三号、第四号及び第十四号から第三十二号までに掲げる事務をつかさどる。

(関係行政機関との協力)

第十九条 金融庁長官は、金融庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、金融再生委員会を通じて、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 金融庁長官及び金融関連業者(金融庁の所掌に係る金融業に類似し、又は密接に関連する事業を営む者をいう)に対する検査を所掌する行政機関の長は、効率的な検査の実施のため、意見の交換を図るとともに、それぞれの求めに応じ、それぞれの職員に協力させることができるものである。

3 前二項に定めるもののはか、金融審議会の組織及び委員その他の職員その他金融審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

(自動車損害賠償責任保険審議会)

六 臨時金利調整法(昭和二十一年法律第八十九号)第十四条に規定する政策委員会をいう。)に意見を述べること。

五 金融機関の金利に関し、内閣総理大臣、金融庁長官、財務大臣又は日本銀行の政策委員会(日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十一号)第二条第三項及び第六条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

六 臨時金利調整法(昭和二十一年法律第八十九号)第二条第三項及び第六条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

七 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。

2 金融審議会の委員その他の職員で政令で定められるものは、内閣総理大臣が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、金融審議会の組織及び委員その他の職員その他金融審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

(自動車損害賠償責任保険審議会)

八 第二十二条 自動車損害賠償責任保険審議会については、自動車損害賠償補償法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

2 金融審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣の諮詢に応じて国内金融に関する制度等の改善

2 金融再生委員会及び財務大臣は、それぞれその所掌事務を適切に遂行するため、相互に緊密な連絡をとるものとする。

3 金融再生委員会は、必要に応じ、日本銀行又は預金保険機構の役員又は職員の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

二 前号に規定する重要事項に關し、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に意見を述べること。

三 内閣総理大臣又は金融庁長官の諮問に応じて責任保険(自動車損害賠償保障法(昭和三十一年法律第九十七号)第五条に規定する責任保険をいう。)に関する重要な事項を調査審議すること。

四 前号に規定する重要な事項に關し、関係各大臣又は金融庁長官に意見を述べること。

五 金融機関の金利に関し、内閣総理大臣、金融庁長官、財務大臣又は日本銀行の政策委員会(日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十一号)第二条第三項及び第六条の規定による政令で定める。

六 臨時金利調整法(昭和二十一年法律第八十九号)第二条第三項及び第六条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

七 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。

2 金融審議会の委員その他の職員で政令で定められるものは、内閣総理大臣が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、金融審議会の組織及び委員その他の職員その他金融審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

(自動車損害賠償責任保険審議会)

八 第二十二条 自動車損害賠償責任保険審議会については、自動車損害賠償補償法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

2 金融審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の規定に基づく金融再生委員会の事務が終了した後、速やかに、廃止するものとする。

(委員の任命のために必要な行為に関する経過措置)

第三条 第七条第一項の規定による金融再生委員会の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

2 この法律の施行の日以後最初に任命される金融再生委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得て組織する。

2 委員は、法務、金融、会計等に關し優れた識見と経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(委員長)

2 株価算定委員会に、委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、株価算定委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

2 委員長は、会務を総理し、株価算定委員会を代表する。

2 第二十六条 第七条第二項及び第三項、第八条から第十条まで並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、株価算定委員会の委員について準用する。この場合において、第九条第三号中「金融再生委員会」とあるのは、「株価算定委員会」と読み替えるものとする。

2 第十二条及び第十九条第一項の規定は、株価算定委員会について準用する。

2 第二十二条 第七条第二項及び第三項、第八条から第十条まで並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、株価算定委員会の委員について準用する。この場合において、第九条第三号中「金融再生委員会」とあるのは、「株価算定委員会」と読み替えるものとする。

2 第十二条及び第十九条第一項の規定は、株価算定委員会について準用する。

ることができないときは、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。

(政令への委任)

第四条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(関係法律の整理)

第五条 この法律の施行に伴う関係法律の整理については、別に法律で定める。

理由

金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する調査、企画及び立案をするほか、金融機関の破綻に対し必要な施策を講ずるとともに、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者その他これらに準ずる者の保護を図り、もつて金融円滑を図るため、内閣府の外局として金融再生委員会を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行による経費

本案施行に要する経費としては、平年度約一億二千万円の見込みである。

平成十六年四月八日印刷

平成十六年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D